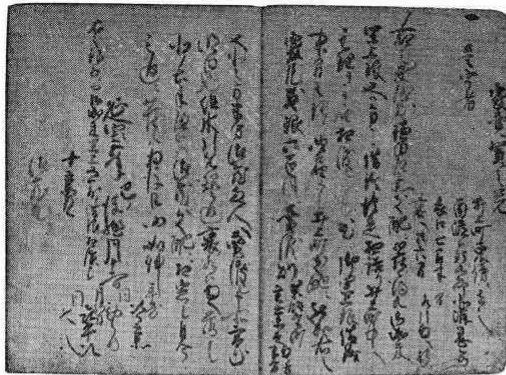


第三節 町民のくらし

町家と職業

町家のすがた

江戸時代を通じて、奈良奉行所や多門屋敷などの武家の屋敷については、これが分割されたり譲渡されることはほとんどなかった。しかし、町民の屋敷地は分割あるいは譲渡され、売買の対象となつて細分化していった。



延宝5年 家売買之覚 「井上町中年代記」

「家屋敷売買証」の写しは中筋町の天保八年（一八三三）の「記録集」や餅飯殿町の「諸記録」にもみられるが、長い期間を通してこれがわかるのは井上町の「井上町中年代記」である。これには延宝五年（一七二七）から幕末にかけて九三件の屋敷所有権の移動が記載されている。その状況は巻末の付表10に示したとおりで、中街道に沿った南北の通りを中心とした井上町で、東側四七軒、西側四六軒、不明三軒の移動があったことがわかる。

これを見ると、屋敷の間口は一七間半が唯一の例外で、他は一〇間以下であり、奥行はおよそ三五間を最長に、東は築地之内町に、西は花園町・木辻町に接していることになる。そして隣家との境界には早くから

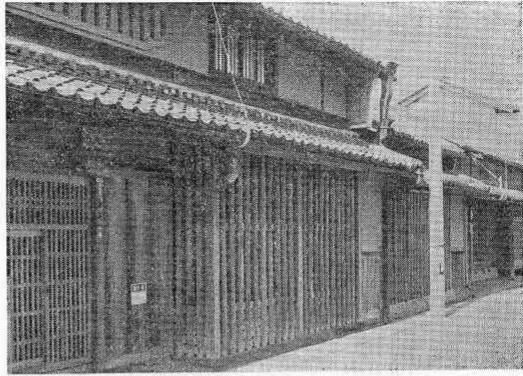
表57

寛文10年 (1670)

餅飯殿町表口間数

間	間
3	2.18
3.65	4.15
2.545	2.4
1.6	4.4
1.5	4.2
2.1	4.5
1.5	3.5
3.02	2.22
3.15	6.15
4.5	2.5
1.5	7.15
2.0	2.63
2.07	1.5
4.1	2.3
1.53	3.0
3.0	2.6
3.07	2.1
2.2	2.15
6.05	3.04
1.6	
1.6	
4.0	
2.6	
3.5	
4.6	
6.02	
3.47	
2.25	
2.28	

いる古い家の建物からみると、一般に町民の屋敷は主屋から中庭を距てて離屋敷があるものとしても、主屋だけで



奈良格子

境目石が埋められていた。さて、この付表を注意深くみると、一軒の家がつぎつぎと所有者を変えていくことがわかる。それに、付表8で示した中新屋町のばあいも参考にしていたきたい。古くから、この町に住みついている人のなかには、諸種の事情で家屋敷を手ばなし、また買い入れる人もあった。家屋の耐用年数や広狭が示されていないから、売券にあらわれた敷地を基準に時期による価格の比較はできないが、一坪当たりの単価は概して上昇してはいないようである。

なお、古い奈良町のことであるから、屋敷の間口は家屋の桁行とほぼ一致し、屋敷の表口いっばいを間口とした平入りの住宅がぎっしりとつまった状態であった。たとえば表57にみられるような姿は今日でも市中の所々にみられるのである(付表7)。さきに述べたように、売券には敷地にたいして家屋の記載がないから、その建ぺい率は割り出せないが、今日も残って

三五〇四〇軒、付属家屋をふくめて五〇〇七〇軒となる。武家の居住区とくらべて、町人の居住区がはるかに高い密集状況を示していたのである。そして、家屋構造は軒が低く通り土間式で、いわゆるうなぎの寝床と称される奥深い家屋であり、表通りには格子戸が作られていた（『奈良市史』）。

大家と店子

奈良町全体の大家と借家を示す史料には元禄十一年（二六〇）ころにつくられた『奈良地誌』（昭和三年友山文）がつこうがよい（表58）。これによると、記載されていない町や、世帯数と計算が合致しない（復刻）がうせい（表58）。これによると、記載されていない町や、世帯数と計算が合致しない

若干の町があるが、全体の趨勢はほぼこれをつかむことができる。奈良町全体で大家は五〇四一軒、借家住まいをするもの五二四三軒で、借家が半数を僅かにこえている。このうち奥辻子町は町全体が借家で大家が一軒もなく、それと反対に勝願院町は大家だけで借家は一軒もない。

そこで以下具体的に町の例をあたってみよう。寛文十年（二六〇）八月の「奈良町北方式拾五町家職御改帳」を用いて大家と借家を整理してみると大家七六七軒にたいし、借家は四七三軒で、大家は六一・九軒、借家は三八・一軒となる。これを、さきあげた元禄十一年（二六〇）の史料とあわせて整理すると表59のようになる。

二八年間の推移がわかるに過ぎないが、寛文十年（二六〇）には、全体で二二四〇軒あったものが、二八年後には一〇七一軒に減少している。早くもこのころになると、人口の減少がみえはじめる奈良のまちであったことが推定される。しかも、そのときの変化は、大家が二一二軒の減少であるのにたいし、借家は四三軒の増加を示している。

いま「中筋町判取帳」（天理図書館蔵）によると、明和八年（二七三）から安政三年（二八三）までの八五年間の大家と借家分の署名・捺印がある。これによると、はじめの明和八年の大家は三一軒、借家は一八軒で、借家率は三六・七軒という高率であり、おわりの安政三年には大家二八軒、借家一一軒であるから、借家率は二八・二軒となる。

町名	大家借家		町名	大家借家		町名	大家借家	
	軒	軒		軒	軒		軒	軒
坊屋鋪町	53	64	大豆山町	18	11	新薬師町	13	2
宿院町	9	5	大豆山突抜町	10	27	高井町	8	4
鍋屋町	46	47	雑司町	63	51	開辻子町	3	8
油留木町	36	39	水門町	31	27	丹坂町	24	18
押上町	46	25	登大路町	36	6	奥辻子町	0	14
南半田東町	16	19	野田町	39	17	勝願院町	12	0
南半田中町	16	10	野田山上町	9	11	客養寺町	12	4
南半田西町	20	34	北天満町	23	17	辻ノ浦町	7	1
半田横町	22	17	片原町	25	17	新開町	31	9
北半田東町	40	35	中天満町	52	22	松南院町	39	18
北半田西町	18	44	紀寺新屋鋪町	32	26	積藏院町	25	6
半田突抜町	17	12	田中町	21	14	肘塚町	13	19
川久保町	26	23	紀寺東口町	7	7	櫛町	26	25
押小路町	12	18	草小路町	29	40	竹花町	17	28
後藤町	22	27	中通町	18	11	綿町	33	23
北魚屋東町	19	16	東十輪院町	19	24	浄言寺町	27	39
北魚屋西町	32	31	地藏町	25	22	八軒町	13	3
中御門町	27	25	六軒町	11	22	五軒屋町	7	5
北袋町	35	50	幸下町	26	26	十三軒町	13	12
川端町	7	5	幸上町	28	16	瓦町	31	38
東包永町	27	37	關伽井町	32	26	木辻村中町	40	43
西包永町	20	67	久保町	63	31	城戸町	15	48
東笹鉾町	35	86	笠屋町	30	26	三条東町	14	14
西笹鉾町	32	115	中清水町	28	17	三条西町	13	8
西手搔町	14	20	下清水町	21	17	弥勒堂町	8	6
今在家町	41	27	上清水横町	15	17	三綱田町	14	42
今小路町	48	31	頭塔町	16	11	新屋鋪町	18	25
手搔町	50	9	奥薬師町	12	9	細川東町	9	10
北御門町	32	37	下高畑町	30	24	細川西町	15	39
川上屋鋪町	3	8	破石町	36	22	細川退町	5	4
東之坂町	15	4	塔之内町	1	1	今井町	39	43
興善院町	7	19	高畑町	78	4	奥子守退町	1	4
般若寺町	61	31	福井町	19	20			
奈良坂町	47	151	井上町	12	1			

第三章 奈良町の盛衰

表58 元禄11年(1698) 大家借家数

町名	大家借家		町名	大家借家		町名	大家借家	
	大家	借家		大家	借家		大家	借家
橋本町	17	27	小太郎町	10	35	毘沙門町	23	11
餅飯殿町	29	14	南城戸町	50	50	福智院町	43	31
樽井町	16	6	南中町	11	8	鶺鴒町	25	19
下御門町	29	9	北風呂町	39	30	東向南町	20	19
元林院町	26	21	南風呂町	17	22	東向中町	26	13
南市町	19	87	光明院町	14	10	東向北町	29	7
池之町	12	25	脇戸町	21	33	花芝町	23	23
今御門町	24	12	高御門町	20	22	中筋町	33	37
東寺林町	26	20	陰陽町	19	8	西御門町	22	23
西寺林町	16	24	鳴川町	25	42	小西町	31	12
鶴福院町	22	11	白山辻子町	3	7	高天町	47	24
不審ヶ辻子町	8	29	三棟町	1	26	高天市町	20	55
中院町	18	24	花園町	21	27	高天市百姓方	28	49
勝南院町	22	10	木辻町	20	43	林小路町	29	18
北室町	26	11	瓦堂町	24	36	百万辻子町	3	3
阿字万字町	21	6	京終町	42	122	今辻子町	44	61
東城戸町	36	26	京終地方西側	13	48	漢国町	5	10
椿井町	30	69	京終地方東側	4	26	西之坂町	43	20
角振町	26	21	中辻町	79	32	油坂町	53	52
角振新屋町	14	2	井上町	25	23	油坂地方東町	6	17
上三条町	18	13	元興寺町	35	41	油坂地方西町	12	11
下三条町	45	62	芝新屋町	16	8	阪新屋町	31	54
本子守町	29	21	芝突抜町	17	12	芝辻町	16	32
北向町	19	30	中新屋町	33	22	奥芝辻町	19	34
小川町	25	10	西新屋町	44	9	北市町	66	57
寺町	42	22	納院町	8	5	菖蒲池町	18	16
奥子守町	27	24	川之上町	15	11	内侍原町	40	57
西城戸町	26	27	川之上突抜町	30	13	北小路町	2	16
柳町	20	28	高山町	23	10	船橋町	7	23
馬場町	20	10	築地之内町	25	15	西新在家町	12	21
杉町	27	54	紀寺町	49	43	西新在家町号所	10	18
南魚屋町	46	58	葉師堂町	36	9	東新在家町	15	32
南新町	28	60	十輪院町	25	13	法蓮町	61	43
南袋町	40	72	十輪院畑町	11	25	南法蓮町	6	13

全くの単純計算ではあるが、さきの各年次を集計して借家率を算出すると、二八・九割となる。中筋町から、さほど遠くない北西の内待原町のばあいには、元禄二年（二六九）に家持四一・二割、借家五八・八割であったが、一〇〇年をすこし経た文政二年（一八九）になると、家持が六二・七割にふえ、借家が三七・三割に減少しているという（「奈良内待原町諸事記録」天宮守友氏の分析による）。町によっては、とうぜんであるが、概して奈良町は借家が多かったといつてよいのだろう。

さらに、寛文十年（一七〇〇）のさきの「御改帳」から大家をこまかくみると、まず、町自体が大家の立場にある町有借家が表60のようであった。

おなじ町内に借家をもつ大家は、下三条町・下三条町百姓方・鶴福院町・小西町の者だけで、他町に大家が居住する数は表61のとおりである。このうち、林小路町の大家一人は遠く備後国に居住しているが、そのほかは大坂の本町

表59 大家と借家状況

	大 家		借 家	
	寛文10年 (1670年)	元禄11年 (1698年)	寛文10年 (1670年)	元禄11年 (1698年)
町	31	17	21	28
本振	36	26	20	21
角振	14	14	0	2
餅飯	44	29	21	14
井西	40	16	58	6
小南	38	31	16	12
東中	34	19	73	87
東中	32	26	13	13
筋門	34	20	16	19
御天	44	33	31	37
小路	31	22	16	23
三条	47	47	26	24
三条	37	29	18	18
三条	28	18	14	13
三条	28	45	9	62
三条	35		4	
北町	37	29	5	7
芝之	33	23	18	23
院	18	12	16	25
院	28	22	16	11
子	17	8	27	29
子	17	24	7	12
院	37	26	14	21
井	20	16	11	6
子	7	3	3	3
計	767	555	473	516

第三章 奈良町の盛衰

(池之)・大坂道修町(角振)・京都町(花之)、それに山城相楽郡の瓶原(東向中町)・祝園村(橋本)・木津町(花之)というぐあいであった。

ところで、奈良町へは自由に転住できるものではなかった。毎年四月に宗門改め、浪人改めの調べがおこなわれるほか、つねに各町の月行司が居住者にたいする注意を怠らなかった。そして、とりわけ「奈良町住居之者、他所江引越候節并他所々奈良町江引越参候者」についてはきびしく監視され、もとの住所でいわゆる

「出入筋」などがなかったか、どうかを調べ、本人と新住居の町役の連印書を作成してこれを奉行所へ差し出すことが強制されていた。もし移転後に問題があれば、もとの住居に引き戻すというたてまえで、町の秩序を維持していたのであった。

家職取調帳

奈良の町がまだ活気のあった寛文十年(一七七〇)の二五町分の職業調べを巻末の付表11で示そう。いまから三二〇年近くまえのようすをうかがい知ることができる。奈良町の全部ではないが、この表によるかぎり、どの町も奈良晒に関係した職業をもっていた人がいかに多かったかがわかる。

貞享四年(一七二七)に出版された『奈良曝』には、奈良の有名な手工業者や、おもな商人の現住所・名前が出てい

寛文10年(1670) 表61 他町の大家 表60 町有借家数

餅飯殿町	6	角振町	9
樺井町	5	中筋路町	9
中筋路町	5	林小天町	7
林小路町	5	高天条町	5
百万辻子町	4	上三院町	5
不審ヶ辻子町	4	元林殿町	4
東向中町	3	橋餅殿町	4
東向南町	3	餅井町	4
西御振町	3	小西南町	4
角橋本院町	3	東向南町	4
元林之町	2	不審ヶ辻子町	4
池花芝町	2	西御三條町	3
花東北町	2	下花芝町	2
東向門町	2	池之井町	2
今市町	2	樽南町	1
高天井町	2	南東町	1
樽井町	1	向中北院	1
上三条町	1	鶴福院	1

表62 貞享4年(1687)職業状況

人	人	人	人
諸師諸芸医者衆	37	具足仕立師	13
針医者	13	刀屋	14
外科	6	刀鍛冶	3
本道	1	鞆塗師	14
さんごいしや	1	とぎ屋	17
能書	10	小刀鍛冶	2
役者中所付	25	金具屋	2
祢宜役者	69	焼付屋	1
大 夫	6	鞆師	2
脇	8	柄巻屋	1
狂言	22	面打	1
笛	5	吹矢師	1
小 鼓	15	小細工彫物師	3
大 鼓	13	墨形彫物屋	1
陰陽師	31	団扇	4
山伏中	26	茶入つくろい	1
歌念仏	8	筆屋	2
具足屋	15	鋳物師	2
具足胴鍛冶	4	数寄屋草履	1
具足甲鍛冶	5	鉄間屋	2
具足小手鍛冶	7	曝蔵方	28
具足塗師	16	曝間屋方	32
		青苧問屋	6
		曝屋	7
		布もみや	6
		曝数合	30
		布仲買	600~700
		ぬきがせ問屋	14
		酒屋方	25
		墨屋	9
		呉服屋	8
		衣屋	4
		両替屋	4
		茶海藻問屋	6
		鍋屋	5
		たばこ葉問屋	4
		たばこ切	218
		油屋	16
		木綿屋	33
		材木屋	7
		魚屋	16
		八百屋	11
		薬屋	13
		髪結仲間	22
		遊女屋	20

『奈良曝』

これによっても、十七世紀後半の奈良町が、奈良晒、武具、酒の町であったことがわかる。晒問屋は東城戸町・三条町・餅飯殿町・東向町などに多く、晒屋は水門の一軒をのぞいて般若寺町に集まっている。鍋屋は元興寺町の一軒のほかは四軒が鍋屋町にある。材木屋は鵠町・林小路町・下清水町にみられ、魚屋は一六軒のうち一三軒が南魚屋町に集中している。八百屋は一一軒のうち角振町に四軒、今御門町・勝南院町・阿字万字町にそれぞれ二軒、橋本町に一軒がある。木綿屋は鍋屋町・花芝町・内侍原町に各四軒、東西の城

る。もちろん、さきの各町ごとの職業調べとくらべて厳密さには疑問はあるが、参考のためにその数字をあげてみよう(表62)。

第三章 奈良町の盛衰

表63 文政2年(1819) 井上町職業状況

	中辻町から北へ元興寺町辻まで (西側)	中辻町から北へ元興寺町辻まで (東側)
1軒目	目薬並晒小売商売	町会所
2軒目	酒造並酒小売	豆腐煮売商売
3軒目	空家	大工職
4軒目	油小売並刻多葉粉荒物商売	空家
5軒目	青物並菓物商売	菓物青物問屋
6軒目	味噌醬油糍酢塩商売	煮売
7軒目	油小売商売	総績渡世
8軒目	絞り油中買並小売油粕商売	大工戸障子職
9軒目	空家	道具並晒小売
10軒目	墨筆商売	荒物
11軒目	木綿並古手商売	書物本類商売
12軒目	墨職	空家
13軒目	塩魚商売並商人宿渡世	筆職並硯墨筆商売
14軒目	石工並菓物商売	晒小売商売
15軒目	空家	塩魚商売
16軒目	日雇渡世	筆職
17軒目	塩魚商売	興福寺衆徒号所
18軒目	(町番人)	老病人
19軒目	髪結床	染物職並石灰商売
北の辻から西へ花園町まで (南側)		
1軒目	日雇渡世	
2軒目	総績渡世	
3軒目	着類仕立物職並たくはつ	

井上町のように表63で示しておきたい。南北にとおるこの町は東と西側にそれぞれ一九軒と北の町かどから西へ三軒があつて、多彩な職業にわたっている。あわせてこの町は四一軒で、このうち家族もちとおもわれる三六軒のうち一九軒で家内手しごとをしている。しかも筆稼ぎ二軒のほかは全部、奈良晒の総績み、布織りであることに注目したい。このように職業をもつ町の人たちの統率には五人の町代があり、そのうえに三人の町年寄がいたことは別項にくわしい。

戸町あわせて五軒がある。両替屋四軒のうち三軒が角振町、あとの一軒が椿井町で、このあたりに金融の中心があったとみてよいであらう。遊女屋は浄言寺町の一軒をのぞいて、木辻町と鳴川町に集中している。つぎに樽井町・今御門町・押上町・今小路町が旅籠屋町とされているが、軒数は記録されていない。なお、幕末近くの一例として

さて、奈良の町は、江戸時

表64
宝永年間(1704~10)職業状況

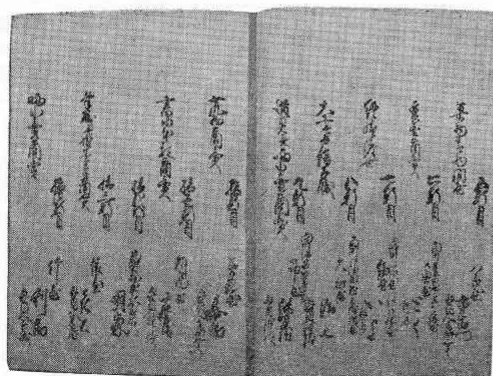
医師	54人	京刀屋	2
針師	18	大坂刀屋	2
外科	6	米屋	115
目医師	5	山伏	16
小児医師	3	陰陽師	38
具足屋	12軒	あづさ	7
江戸酒屋	7	髪結仲間	18軒
晒蔵方	68	葉種屋	28
晒古問屋	23	漆屋	3
晒新問屋	18	質屋	85
揉屋	6	旅籠屋	93
切晒屋	5人	宿屋	16人
墨屋	38	馬借	16軒
古手屋	30	木辻廓	15
加賀鮎問屋	6	木辻茶屋	19
江戸刀屋	4		

「町代高木又兵衛諸事控」

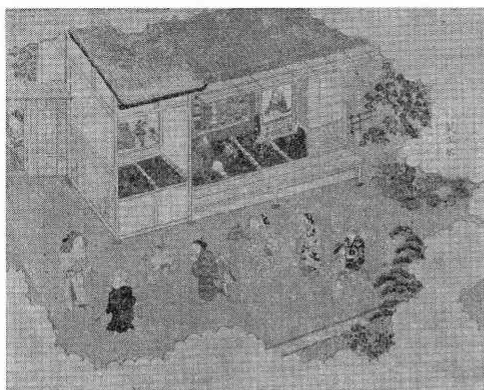
代になってもなお寺社の占める比重は大きく、興福寺・春日社・東大寺そのほかの寺社の僧侶・神官が多く住んでいた。その人数は計算できないが、それら寺社の役人あるいは下働きの仕事をもって町の中に住居をもつ人たちも多かった。興福寺衆徒中所付二〇人、東大寺社役人一三人(ほかに廿一人)、春日社の社家一八人、祇宜中は数百人とあ
る。興福寺の中綱(八)、承仕(九)、木守(七)そして、一乘院門跡についている坊官衆七人、大乘院九人、喜多院五人となつている。ほかに武士の身分としては、奈良奉行と、与力六騎・同心三〇人がいた。

さまざま 八八軒、寺方に二七軒で、多くの町に点在する。

なまざま これが十八世紀のはじめになると、表64のようになる。米屋が一一五軒で首位にあるが、町方に
中新屋町に七軒、手貝筋に五軒、中辻町に六軒、破石町・上・下清
水町に五軒ずつある。奈良町の北・東・南からの入口付近の町に米
屋が多いことになる。東山(さんちゅう)中や南郊の村々から運びこまれたからで



文政2年(1819)井上町の職業状況 「井上町中年代記」

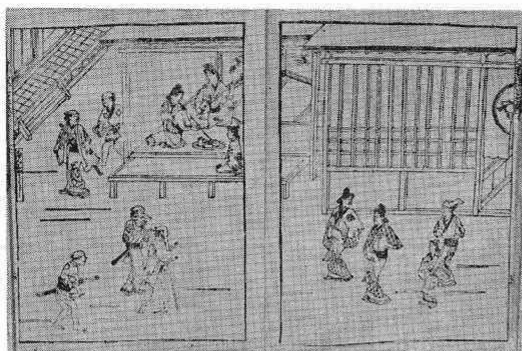


往來の人びと「平城年中行事絵巻」(石崎直司氏藏)

あろう。

晒関係の商いあきなをする店は相かわらず多いのは当然として、質屋が町方六二、寺方二三とあって、その多いことが注目される。江戸時代の町方の金融には家質がよく利用されたが、家質の法を利用できるのは地主・家主たちだけで、それは町民の一部にすぎなかったから、いわゆる店借りたなや地借りのものにとっては、質屋が大切な金融機関であった。質屋は「作法之定書」を守り、質屋仲間をつくって営業していた。この質屋が押上町に八軒、今小路町三軒・手貝町二軒・般若寺町四軒・奈良坂村二軒と京都街道に沿っており、ほかに下高島町三軒、破石町・福井町各二軒、上・中・下清水町で五軒があり、上・下三条町に四軒、三条新屋敷町・細川町・油坂地方町に各一軒とあるのも、やはり街道筋との関連を考えてよい。

旅籠屋はたごは今御門町に一五軒、樽井町に一三軒、元林院町に七軒、橋本町に一軒と猿沢池の西南付近に多い。「奈良曝」のいう「南都の最中ちなかなり」というところで、奈良の西と南とからの旅人を迎えたものであった。他方、宮住町(今小路町)に一三軒、今小路町・押上町に四軒、手貝町・今在家町にそれぞれ二軒がある。ここはもちろん奈良の北の出入口であった。ところで、別に宿屋一六軒というのがある。この宿屋とは奈良奉行所付きのいわば公事人宿で、一般の旅人宿を旅籠といったのたにし、御宿ともよんだ。公務や奉行所への願書・届出・訴訟などのために奈良町へ出た人たちのために、奉行所の差配で営業させていた。したが



鳴川町遊女屋 『奈良名所八重桜』

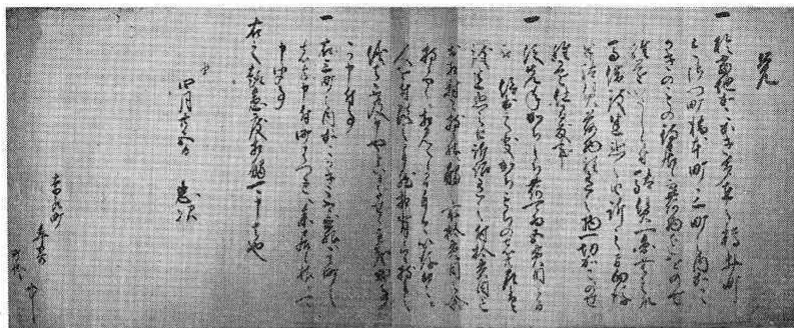
って、宿料とはいわないで貢納といい、願書や届出の形式とか訴訟文の作成について教示や相談をする主人がいたという。いまの司法書士や弁護士役目をも果たしたことになる。このようなことから、宿の主人でその心得の少ないばあいは才能のある人を雇入れていたし、これら主人たちは役目の関係で奉行所の与力や同心と親交があり、生活に余裕をもつ風流人も多かったようである。この御宿は、とうぜんのことながら奉行所周辺の北・東・南にあり、一六軒のうち、半田町や魚屋町にそれぞれ六軒ずつあった。

奈良の歓楽地帯の成立については、すでに早く天文二年（五三）に木辻で女屋を経営したという記録〔衆中引付〕があるし、また同じ天文年間に転害郷で焼餅売婆が女巡礼者をたばかって女屋へ売ったということがあった〔良尊筆大般若若経巻書〕。したがって木辻の廓くわ・茶屋は、江戸時代のはじめ慶長から寛永ごろ（一五九六）（一六四三）に茶店が二〜三あったところへ、ひそかに遊女を囲うものが出て、人びとが集まったという傾城町である。井原西鶴は『好色一代男』でつぎのように述べている。

ここそ名にふれし木辻町、北は鳴川と申して、おそらくよねの風俗、遊女 都には
 じめ探たづおと、竹たけ椅子いすの内に面影見ずにはかえらまじ

また延宝年間刊行の『南都名所集』や『奈良名所八重桜』に鳴川町の遊女屋の挿絵を載せている。『奈良曝』にも木辻町のくつわ、あげ屋の数をつぎのようにあげているので、遊里の賑わいのようすを想像することができる。

鳴川町 傾城町なり、此町ニ上屋六軒、くつわ四軒



かごかきについてのおふれ書 (奈良教育大学蔵)

表65 馬賃 銭

	文
奈良～木津	79
奈良～加茂	113
奈良～丹波市	113
奈良～郡山	73
奈良～松原	290
奈良～八木	220
奈良～京	390

木辻町 上郎町、此町ニ上屋七軒、くつわ七軒
 つぎに馬借についてみると十八世紀のはじめ細川町・油坂村・城戸村にそれぞれ三人おり、細川町の忠兵衛が馬を四頭持つほかはみな一頭もちであるから、あわせて一三頭の馬がいたことになる。なおこの株は二三株あったから休株があったことになる。奈良町に馬二三頭というのは、慶長十九年(一六四一)大坂冬の陣のとき、家康が奈良に入って鍛冶屋に鉄の楯を注文した。そこでその製品を馬二三頭にのせて河内の国分村へ運ばせたところ、家康は満足して奈良町に馬二三頭の特権を与えたという伝えをもっている。そのとき奈良馬借は東海道なみに馬一頭に五兩宛の下付金を願ひ出たが許されず、そのかわりに駄賃銭は自由ということになったといわれる。そのうち馬借が不足したときには、大柳生・田原・疋田・宝来・尼ヶ辻・佐紀から馬の応援を頼んでいる。ついでながら、このころの馬賃銭表をかかげておこう(表⁶⁵)。

また、このころ駕籠かきが二七四人いて、旅籠屋周辺で客引きをしたようである。これについてはすでに寛文六年(一六六六)に馬借からの訴えがあつて、旅籠屋町にたむろして駕籠に荷物をのせて運ぶことが禁じられているが、実際にはなかなか守られなかつたらしい。

年中行事

政治の都から社寺の町へ、さらに商工業の町へと変わってきた古い伝統の町奈良には、町としての風俗にも注目されるものがあつた。衣食住にもなる慣習をはじめとし、伝説やわらべ唄なども広く風俗として考えてよいであろう。しかし、これらは『民俗編』にゆずって、ここでは、こまかな規則のもと

にあつた町の人びとに、多少でも変化や娯楽を与えたものとして、まず年中行事を考えることにする。

奈良の町にくりひろげられる一年中のおもな行事をあげてみると、表66のようになる。さすがに社寺の都の伝統を思わせる。

このうちの大部分は、今日でもおこなわれている行事で、これらは町民の力がのびた江戸時代に、日々の生活と密着して町民の単調な生活のなかに、うるおいを与えたものであろう。このうちおもなものをあげるとつぎのようである。

若草山の山焼きは正月の丑の日におこなわれたらしいが、「南都年中行事」(元文五年二七四〇)によると「近年日を撰まず、雨天残雪を除き元日より三日を過す、是を放火す」とある。このとき、東大寺からは火消役人が出て、樹木に延焼することを防いだようである。二の申さるの日は、春日



興福寺東金堂文殊供養

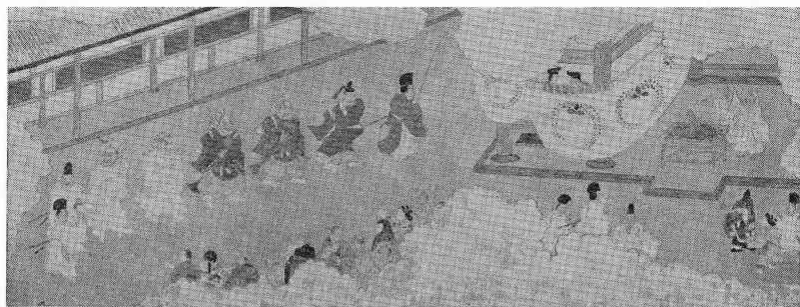
「平城年中行事絵巻」。(石崎直司氏蔵)

第三章 奈良町の盛衰

表66

奈良町の主な年中行事

正月元旦 江戸年頭御礼 春日社参詣はじめ	7月14日 押上町八阪神社祇園会
2日 町中年頭礼	24日 地蔵祭
3日 奉行所御礼	8月1日 八朔御礼
丑の日 若草山放火	10日 天満天神祭
5日 南市・北市・高天市初戒	22日 紀寺村天王社祭
14日 町方参会	9月1日 氷室社例祭
15日 とんど 興福寺心経会	2日 鏡明神祭礼
15日夜～16日 蜂起はじめ	3日 東大寺八幡宮祭礼
14～18日 興福寺牛王の加持	9日 佐保田天神祭礼
二の申日 春日社お田植神事	12～13日 御霊社祭礼
2月1～14日 二月堂お水取り	17日 初宮明神祭礼
7～14日 薪能	19日 手力雄神宮祭礼
申の日 春日社申祭	10月上旬 鹿の角伐り
15日 興福寺常楽会	10～16日 興福寺維摩会
3月5日 東大寺華厳会	16日 興福寺法華会
25日 般若寺文殊会	11月上旬の申日 春日祭
4月1日 興福寺観禅院三十講	26日 春日若宮祭
4～5日 水屋社祭礼 (2～3日)	27日 後日能
8日 興福寺仏生会	12月8日 大仏煤払い
5月2日 東大寺 聖武天皇御齋会	16日 良弁忌 三月堂方広会
6月18日 東大寺戒壇院 千手観音懺法の日	31日 庭籠
晦日 町方茅輪祓	



興福寺仏生会 「平城年中行事絵巻」 (石崎直司氏蔵)

社のお田植え神事である。田植えをあらわす神事で、榊さかきに木綿ゆうをつけて飾り、農民たちは、この神事の榊と松葉をもらいうけ、田にさして豊年を祈ったのである。

五日は初戎で、南市町・高天市町・北市町の恵美須社にまいる招福繁盛を祈った。「南都年中行事」に「懸鯛小鯛を以て、鯛に準ず、縞せじさし、破魔弓はまゆみ、糒、小判大判金、大福帳の類ひを商ふなり」とそのようすを記している。十四日はそれぞれの町会所で宴会を催し、町内の祝儀、礼銀など諸事をきめるのであるが、これはいわば町内の人たちの初会合であった。十五日になると正月も終わって家ごとの注連繩めなわをはずして焼く日である。古くはそれぞれの町内の辻で焼いたようであるが、寛文二六六一、二七二のころからは火の用心のために禁止されたから、家の竈で焼くようになったという。

十五日は興福寺の心経会である。陰陽師の幸徳井・賀茂の両師が日時の勘文を門主に献上し、門主の室で式法がおこなわれる。興福寺南大門の両側にたてられた松と榊は、法会が終わると幸徳井の手で枝を折られて修南院へ捨てられる。町の人たちは厄よけにこれを持ちかえる習慣があった。十五日の夜から十六日にかけては興福寺の蜂起始めである。これは中世以来のもので、すでに形式化してはいたが、衆徒が僧兵の姿をし、大湯屋の門から出て、大鳥居の南丘で法螺はらを吹き、さらに南大門へ向かい興福寺の外辺を巡行する。これは邪気疫



興福寺衆徒蜂起始

「平城年中行事絵巻」(石崎直司氏蔵)

神を追う神齋と説かれている。十四日から五日間は牛王の加持祈祷がはじまるが、最終の十八日には講堂に五大尊の画像をかけ牛王の札をはる。町の人はお札を買って災難・火難除けに門口にこれをはった。

二月一日から十四日までには二月堂のお水取りがおこなわれる。七日からは薪能がはじまる。十日までは春日若宮の演能があり、そのあと十二日までには二組の能役者とともに南大門前でこれをおこなった。上の申の日は春日社の官祭、いわゆる申祭であり、十五日は興福寺の常楽会で東金堂の釈迦画像が開扉される。いわゆる涅槃会である。

三月五日には東大寺の華厳会、二十五日には般若寺の文殊会があった。またこの日、町では寺子屋の師匠が子ども

たちをつれて興福寺の文殊会におまいりし、寄せ書きの絵馬を奉納して上達を祈願した。四月一日には興福寺観音院の三十講があった。はじめて出家得度した僧が修業の進度を衆僧から試されたのである。四日と五日は水屋社の祭りで、春日社の祢宜が水屋の芝原・杉の下で猿楽の能四番を奉納した。八日は興福寺仏生会で伶人が舞楽を奏したが、舞楽のうち陵王の仮面の鼻が高いことから鼻高祭ともいわれた。この日は諸寺院でも灌仏会が営まれた。また、この日から夏のあいだ毎日、春日社の安居院に興福寺の僧が籠って一切経を転読した。天下泰平のためといわれる。

五月二日は聖武天皇の忌日で、東大寺では大仏殿で御齋会がおこなわれた。六月十八日は戒壇院の千手観音懺法の日で

あり、七月十四日は押上町の八阪神社の祇園会の日である。また、二十四日は各町の地藏盆で、子供たちで賑わった。八月十日は天満の天神祭、二十二日は紀寺村の天王社祭、九月一日は氷室社の例祭となる。三日は手向山八幡宮の転害会で舞楽がおこなわれた。

十月上旬には鹿の角伐りがあった。十日から一週間は興福寺維摩会で、十六日は同寺の法華会がおこなわれる。十一月の上の申の日は春日の祭り、二十六日は春日若宮祭、いわゆるおん祭りの日である。十二月に入ると、八月は大仏の煤払い、十六日は東大寺方広会ほとうえで開山の良弁忌の供養がおこなわれた。

町民の一年

つぎに各町なかの一年についてみよう。町民のくらしの一年には、住民の共同体の「町」と各個人ひとの「家」を中心にしたものがあるが、後者の個々の町家の行事は別とし、ここではまず町のようすを西鶴によつて記し、あとで中筋町の例を中心に述べることにしたい。

井原西鶴は『世間胸算用』のなかで「奈良の庭籠」の章をもうけて、大晦日から正月のありさまを書いている。されば大どしの夜の有さまも、京・大坂よりは各別しづかにして、よろづの買がかりも、有ほどは随分すまし、此節季にはならぬとことほりいへば、掛とり聞とどけて二たび来る事なく、さし引しりぞ四しツつ切きに奈良中が仕舞て、はや正月の心、いゑく庭に庭いろりとて、釜かけて焼火たきして、庭に敷ふくものして、その家内かない、旦那だんなも下人げにんもひとつに楽居らくぐして、不断の居間は明置て、所ならはしとて、輪に入たる丸餅を庭火にて焼喰やきくも、いやしからずふくさなり、(中略)漸く夜も明がたの元日に、たはらむかへくと売けるは、板いたにをしたる大こくどのなり、二日の明ほのに、恵美酒むかへと売ける、三日の明がたに、びしやもんむかへととりける、毎朝三日が間、福の神をうるぞかし、さて元日の礼儀、世間の事はさし置て、先春日大明神へ参詣まじりいたすに、一家一門、すゑ々しづの親類までも引つれて、ざゝめきける、此とき、一門のひろきほど、外聞に見えける、何国なんごくにても富貴人こそうらやましかれ

商売のさらし布は、年中京都の呉服屋にかけうりて、代銀は毎年大ぐれに取あつめて、京を大晦日の夜半から、我先に仕舞次第に、たいまつとぼしつれて、南都に入こむさらしの銀、何千貫目といふ限りもなし、すでに奈良へ帰れば、皆く夜あ



木辻の賑わい、「平城年中行事絵巻」(石崎直司氏蔵)

けになれば、金銀くらにうちこみ置、正月五日より、たがひにとりやりのさし引する事、例年なり
 このような、除夜から正月への風習は、もうこのころでは京都、大坂ではみられなくなったというが、おおよ
 で豊かなそして静かな奈良の町をうかがわせるものである。

さて、中筋町の享和三年(一八三三)の「年行事記」(天理大学蔵)によって表67をつくってみた。

元日の朝の春日社への参詣はどの町でも同じであった。中筋町では、年頭の飾りつけをした町内の勝手社に、当
 役の町年寄と月行司がまずおまいりした。三日には各町の代表、町年寄は、惣年寄や町代に引きつれられて奉行所
 に挨拶に行き、また問屋・親方・家主への挨拶まわり
 もした。

取引きのはじまるのは五日からであった。十日に
 「初寄合」があり、朝五(八時)時に年寄は羽織・袴を着用

表67	町の四季 (中筋町)
正月10日	初寄合
14日	参会
15日夜	蜂起はじめ
21日	春日講
23日	勘定寄合
2月15日	涅槃会
3月11日	勝手社祭礼
4月中旬~	宗旨改め
5月21日	春日講
23日	日待祭
8月1日	勝手社祭
9月1日	氷室社神事
21日	春日講
23日	日待祭
11月26日	御祭礼
26日夜	蜂起
12月13日	煤払寄合

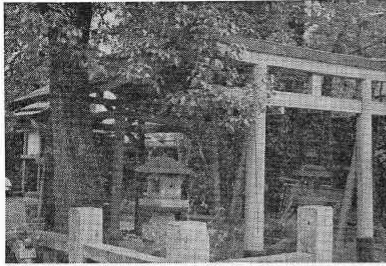
注 毎月晦日 寄り合い

し、月行事四人と年預三人は常服で集まった。祝儀として酒と肴三種(数ノ子、牛)が出た。そのあと、その年に使用する帳面をつくり、規定の箱に入れた。これが年寄箱(御触帳二〇枚綴、当座帳二〇枚綴)、月行司箱(番銭帳三五枚、集銀帳四〇枚、集覚帳二〇枚、年預箱(参合帳二〇枚綴、買もの帳二〇枚綴))である。初寄合の入用は一貫三〇〇文であった。

十四日には年寄・年預が会所に集まって、祝儀を取り納め、爆竹披露帳を認め、そのあと酒肴が出ることになっていた。このときの入用は二貫三〇〇文であった。十五日夜の蜂起始めには、当町では西方の町の木戸をしめて番人がつき、くぐり戸を開いても町内にたたりがあると警戒し、町内は静まりかえったのである。二十一日は春日講で、会所の床の間に鹿曼荼羅をかけ、勝手社に供えものをして神楽を献じ、年寄・年預は参詣の人たちをもてなした。費用は一貫五〇〇文であった。二十三日は日待。昼食後会所で用意をはじめ、暮六(六時)ツ時から町内の人たちが参会し、床の間に三社掛物と供えものをして、一貫五〇〇文分の夜食で朝を迎えた。日待のないときは、陰陽師を迎えて祈祷(一〇文)だけで済ますこともあったようである。

二月十五日の涅槃会には朝から世話役は会所へ詰め、床の間に涅槃像をかけ、町内の各家から持参した供物をかざり、夜には百万遍の念仏を執行した。入用銀は五〇〇文であった。

三月十一日は勝手社の祭礼である。早朝から年寄・年預は神まつりをし神楽を奏した。昼食後会所で町の仕出し屋へ注文した酒肴が出た。その入用は一貫三〇〇文である。三月中旬には宗旨改めの準備がはじまる。まず、町の改役が一軒ずつ入念に吟味して人数を書きつける。年寄が立会い再点検して下帳に記入し、さらに本帳(二人につき二五文徴収)にまとめることになる。このための寄合は二回、筆耕料と紙代はあわせて



勝手神社 (中筋町)

五〇〇文で、浪人改め帳をつくるときは一枚につき五分を加算する。この宗旨改めの費用が一貫四〇〇文であった。五月の二十一日は春日講、諸式は正月のとおりで、入用は一貫三〇〇文であった。二十三日は日待で、陰陽師に祈禱料一〇〇文を支払った。

八月一日は八朔の御礼で、町の役人はそろって奉行所へ挨拶に出向いた。またこの日は勝手社の祭りで、三五〇文の支出であった。九月一日は氷室の神事で、中筋町から神酒一对、お渡り費用に一〇〇文、神主へ一〇〇文を三日まえに番人に持参させることになっていた。また、この祭りに「山」「ねりもの」をつくり、祭りに参加したものは町内へ若干の納金をした。

九月二十一日は春日講(入用一貫三〇〇文)、二十三日は日待(祈禱料二〇〇文)。十一月二十六日のおん祭には町内の番人に祝儀(三人で二〇〇文)を出し、町の人たちは、縁日で年末から正月用の買いものなどをして、正月の近づくことに気ぜわしい思いをする。この夜は蜂起始めで、町内の両木戸を閉じ、火を消してたたりのないことを念じた。十二月十三日は煤払い寄合で、一年間の諸入用の計算をした、もちろん、毎月の晦日には勘定寄合(毎月一貫九〇〇文、十二月分三貫八〇〇文)があったから、総決算ということになる。

どこの町内にもあった会所が中心になって、町の行事がすすめられているありさまがよくわかる。町の自治の出発から終着までが会所であったし、町の人たちにとって、会所寄合が、くらしの四季となっていたといえよう。

おん祭りと 年中行事のなかでも、奈良を代表するものといえば、やはり「おん祭り」と「新能」と「お水取り」とであろう。このうち新能については能楽の項でふれることとして、ここではあとの二つについて述べることにする。

春日若宮の祭礼は、本社まゐらの祭りである申祭まゐらが官祭で民衆にはうかがえない面があったのにたいし、大和でもっと



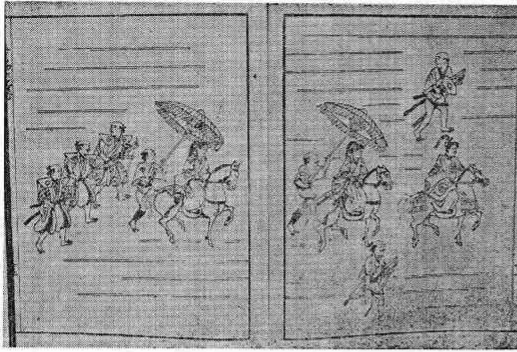
大宿所遍照院御湯図『春日大宮若宮御祭礼図』

も盛大な祭りで「おん祭り」と呼ばれて親しまれてきた。その起源は保延二年（二三）九月八日に遡り、十五世紀末ごろから祭日は十一月二十六日に定まり、明治十二年（六五）から十二月十七日に改められた。この祭礼の主催者は、はじめ興福寺の衆徒であり、別会五師が奉行であったが、衆徒・国民といわれた大和武士が成長するにつれて、かれらが祭礼の主導権を握ることになった。かれら武士は十一月の収穫を終わったころの領民を率いて祭礼を

主催したから、それ以来大和の民衆の祭りとしての性格を強くし、この祭礼のなかで流鏑馬^{やぶさめ}・田楽・猿楽が大きな位置を占めるようになったものである。

織豊政権の成立過程で、これまでの大和武士が没落したため、若宮祭も一時はさびれたが、これを再び盛んにしたのは豊臣秀吉であった。秀吉は足利將軍家と春日社との関係も顧慮したらしいし、猿楽の能に興趣をそられたからでもあろうが、ともかくこの若宮祭を復興させた。ついで徳川將軍家は、長谷川党の者を願主人とさせ、大和国中の大名に儀仗を出させ、金春・金剛・宝生の三座に若宮祭に参仕することを命じて二〇〇石を給し、衆人や細男^{せいのお}にも装束料を与え、これら芸能人に名字帯刀を許して士分格にとりたてた。

さて祭礼についてみると、奈良奉行は將軍の代官として松の下に陣取って渡御の行列を検知するわけである。大宿所は天正十三年（五五）に高島から餅飯殿郷の遍照院あとに移されたが、願主人らはここで精



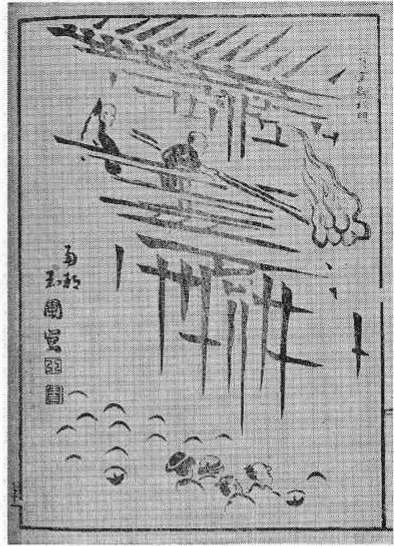
おん祭り 『奈良名所八重桜』

進し、ここに御贄^{にえ}として多数の鳥獸が運びこまれた。これは大和・伊賀の大小名が献納するもので、元和元年（二六三）の懸物の数は、雉子^{きじ}二二六八羽、兎一三六耳、狸一四三疋、鯛一〇〇枚、樽一六〇荷あったという。渡御の列の主なものには東遊の舞人・日の使代^{つかさ}・細男・猿楽の金春一座・田楽一座・馬長児・競馬などがあり、終わりに馬・弓矢・太刀および郡山藩らの儀仗が続くのである。また御旅所前では、角力・神楽・東遊・田楽・細男・舞楽・流鏝馬があり、翌日は後宴能がおこなわれた。またこの祭礼のために奈良町には祭礼銭が、天領農村には御旅所御殿料松木が課せられ、大名には祭礼供奉と奉加が命じられている。

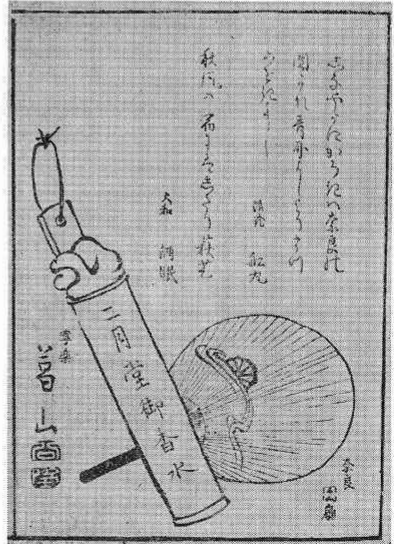
しかし江戸時代のこの幕府の力の入れ方は、かえっておん祭りを民衆から引き離すこととなり、幕府や大名など封建権力側の官祭的色彩が濃くなつて、民衆はその見物が許されるという形となつていった。

二月堂でおこなわれる東大寺の修二会はお水取行法ともよばれ、一般にお水取りまたはお松明として知られている。その伝承は古く、開山良弁の弟子実忠に遡り、以後絶えることがなかったといひ、観音信仰の広がるなかで中世末期からは郷民の参加も認められるようになった。

この行法の次第は、前年の良弁忌に配役がきまり、一月には練行衆^{れんぎょうしゅう}が別火の行事に入つて行法の準備がなされ、二月一日から十一面悔過法要^{けわ}が本格的にはじまる。この法要は奈良時代の形式を伝えているといひ、日に六回の行がある。この行法の間、神名帳^{じんみんちょう}の読みあげ、講問、過去帳の読み上げ（このなかに青衣女^{あいらぬめ}、走りの行法などがあつて、やがて中心の行事であるお水取り



二月堂お松明
『大日本名産図会』



お水取りの御香水
『大日本名産図会』

となる。二月十三日に若狹国から通じるといふ閑伽井の水を汲み、達陀の行法・大松明という最後の火の荒行がつづく。これは天下の除災与楽を祈り煩惱焼尽を願うものであるという。

このお水取りがいかに有名な行事であったかを示すものに、つぎの名句がある。

水取やこもりの僧の音くつ

芭蕉

水取や瀬々のぬるみも此日より

蓼太

水取や井をうちめぐる僧の息

一茶

鹿の角伐り

春日の神鹿については、伝説はともかく、すでに平安時代の終わりごろには鹿が春日社の使といふ思想はあつたようである。たとえば春日もうでの道すがら、鹿をみかけた貴族が「吉祥也」と喜び馬から下りて拝んだといひ、保安四年(二三)に興福寺と延暦寺の僧兵が京都で争ったとき、とつぜん鹿が

第三章 奈良町の盛衰

表68 天保9年7月21日
鹿角伐入用

細手竹	15本代	銀	5	2	分	5	厘
大竹	5本代	銀	13	匁			
	(7~8寸廻り竹割 ニシテ輪ニスル)						
太縄	40把代	銀	11	2	分		
細縄	2束代	銀	1	8	分		
箒	(網代用)	銀	3	5	分		
箒手袋	(2採新調代)	銀	31	匁			
箒手袋	(タツ修理代)	銀	4	8	分		
鋸	2挺目立代	錢	80	文			
荏	1荷代	錢	64	文			
人足	20人賃錢 (1人13ケ文)	錢	2	貫	500	文	
人足	20人中飯代 (1人30文)	錢	62	4	文		
日雇	4人賃錢	錢	400	文			
合計		銀	70	5	分	5	厘
		錢	3	貫	668	文	

あらわれたので僧兵が喜んだが、防備にあたっていた平氏の侍が鹿を射殺したため、僧兵たちは神意を恐れて逃げ散ったといわれる。そのうち興福寺が奈良の実権をにぎり、大和は春日の神威の行きわたる国となった関係から、鹿は神鹿として保護をうけるようになった。

江戸時代になると、鹿も増加して町のなかを歩きまわるようになった。「角伐濫觴」(『橋本家文書』(京大図書蔵))には鹿の横行をおよそつぎのように述べている。

春日の鹿は、七・八月に角がのび、八月の末から九月にかけて鹿の発情期となる。角を土砂の中に入れてこすり、鋭くして町中を徘徊し、道行きの人を追う。夜中になると、鹿は小路に入りこみ町人に近よる。そのため町人たちは歩行に灯火をかかげないと歩けない。近年二〜三人から四〜五人のものが、鹿の角に突かれて怪我をしている。また、油や蠟燭の費用もかさんで困る。町人たちは迷惑をしている。

このようなことから、溝口豊前守信勝が、奈良奉行になった翌年の寛文十一年(二六三)九月二十三日、江戸から神鹿の角を切るように命令してきた。この命令を奉行所の与力が興福寺の一乗院門跡に伝えたが、「神慮如何」と返答をしぶって数日を経た。しかし、奉行の命も黙止できないとあって、結局つぎのような結論を出した。それは、興福寺の大湯屋から東金堂の裏までの間に大竹で矢来をつくり、角鹿を入れておく。鹿の角は翌年の春ごろには落ちるものだから、そうすれば安全であるというものであった。この妥協案はさっそく

表69 角伐り頭数表

	頭		頭
寛文12年 (1672)	145	元禄8年 (1695)	180
寛文13年 (1673)	109	元禄9年 (1696)	156
延宝2年 (1674)	158	元禄10年 (1697)	161
延宝3年 (1675)	120	元禄11年 (1698)	161
延宝4年 (1676)	141	元禄12年 (1699)	155
延宝5年 (1677)	149	元禄13年 (1700)	147
延宝6年 (1678)	141	元禄14年 (1701)	138
延宝7年 (1679)	143	元禄15年 (1702)	130
延宝8年 (1680)	151	元禄16年 (1703)	120
延宝9年 (1681)	150	宝永元年 (1704)	135
天和2年 (1682)	154	宝永2年 (1705)	143
天和3年 (1683)	166	宝永3年 (1706)	160
貞享元年 (1684)	160	宝永4年 (1707)	160
貞享2年 (1685)	166	宝永5年 (1708)	170
貞享3年 (1686)	173	宝永6年 (1709)	153
貞享4年 (1687)	180	宝永7年 (1710)	161
貞享5年 (1688)	199	正徳元年 (1711)	146
元禄2年 (1689)	191	正徳2年 (1712)	151
元禄3年 (1690)	200	正徳3年 (1713)	157
元禄4年 (1691)	178	正徳4年 (1714)	160
元禄5年 (1692)	174	正徳5年 (1715)	166
元禄6年 (1693)	179	享保元年 (1716)	134
元禄7年 (1694)	180	享保2年 (1717)	157

「庁中漫録」

実行に移され、垣の中に二五頭の鹿を追いこみ、興福寺が毎日鹿の餌を小桶に入れて与えたが、垣の中で角鹿は突きあいをくりかえして怪我をしたり死んだりした。このため、やむを得ず鹿の角伐りを承知し、翌年の八月にはじめて角伐りが実行されたのであった。

さて、角伐り実行の手順である。まず奉行所から触れが出て、惣年寄、町代の名で各町に知らされる。角鹿がいるところでは、その町の空地たといは中院の極楽院の庭や餅飯殿の大宿所広場、あるいは東向の会所の庭などにこれを追い込み、予定された日(雨天のときは延期)に、鹿角伐出役与力二人、同心小頭一人、平同心四人、小使一人がその町に出向くたてまえであった。宝永二年(一七〇五)八月十九日のときは、与力三人、同心四人、町代二人のほかに入足一人が出て、角伐鹿は五五頭であった(「高島町々留帳」天理圖書館蔵)。また天保九年(一八三六)八月七日の例では、一同は奉行所へ五ツ時(午前)までに出役し、この時刻までには鹿をとじ込めている町の年寄・月行司が届け出ているから、五ツ時すぎに

出発した。この日は東向北町で三頭、同中町で一頭、橋本町で七頭、中清水町で六頭の角を伐り、奉行所へ戻った。そのうえで、奉行所の用人当番塚越六左衛門に報告書を提出して一同は解散した。伐りとった角は例年どおり、町から出た手伝いの人たちに与えられている。なお、この年の第一回の角伐り費用は表68のように計算できる。そして、その諸費用は町懸り、つまり各町へ割当てられていたようである。

なお、「庁中漫録」にみられる角伐りの数を整理すると表69になる。

鹿の保護 鹿は春日社の神鹿として奈良にとっては貴重な存在であり、やがて観光資源として大事なものと町民はなるが、近世では町や村の人々にとっては迷惑なことも多かった。幕末のことであるが、三条

村のほか杉ヶ町村・城戸村が連合して、奉行所へ願ひ出た書類につきのように書いている。

当村々百姓奈良町統野方最寄之町々者、其々鹿留垣高サ八尺以上入念之候様、前々々敵敷御触等被為成下難有仕合奉存候鹿による被害は町のつづきの村にもおよんでいた。とりわけ農作物の損失もあったから、鹿留垣が延々と続いていたことになる。さらに、嘉永六年（一五三）三月の訴えは、柳町の鹿留垣がこわれていて鹿が出入りして困るから、「入念急速被_レ持候」よう命じてほしいというものであった（「三条村」文書）。町民や農民のくらしのなかで、春日神鹿からうける被害が大きくなっていたことを示している。

奈良の鹿は神鹿として大切にされてきた。神鹿を殺すことは、僧や子どもを殺すこととともに、三か大犯の一つとされてきた。フロイスの『日本史』にもそのことが記されている。ひょっとして、鹿を殺すことにもなれば大へんなことで、一般にも三作石子詰の伝説などがよく知られていたのである。西鶴も『好色一代男』のなかで「十三鐘のむかしをきくに、哀れ今も鹿ころせし人は其科を赦さず、大がきをまわす（竹矢米をめぐらして処刑する）とかや」と記している。つぎにその二、三の例を示しておこう。

奉差上一札之事

一 当月七日八日、奈良脇戸町に切疵之死鹿、西寺林町ニ突疵之死鹿、西新屋町ニ切疵之鹿御座候而、被為遊御吟味候ニ付、右其死鹿殺害之儀存知之有無吟味仕候様ニ被為仰出奉畏候、則村中并召仕者借家末々ニ至迄悉吟味仕候処、存知之者老人も無御座候、万一村中ニ殺害仕候者御座候旨露頭仕候ハ、本人者不及申上、村役人迄如何様之曲事ニ茂可被為仰付候、為後日之奉差上一札如件

元文三戊午年四月

祿宜下大江村庄屋

源左衛門

同村年寄

小兵衛

宮本

御奉行様

(大和郡山市、中島氏文書)

これは鹿の殺害についてのお調べに、村方からその犯人のいないことを申し出たもので、その捜査ぶりをうかがわせるものである。また「東大寺年中行事記」によると、獵師三人がたびたび神鹿を殺しそれを売っていたことが、文政五年(一八二四)の夏に発覚した。そのため長期間入牢させられ、いったんは赦免になったが、天保十二年(一八四一)三月に、そのうちの一人がまた鹿を殺してこれを一貫二〇〇文で売り、同じ仲間の者も同年六月に鹿を殺して四貫五〇〇文で商人に売った。鹿の管理は興福寺がおこなっていたので、寺では評定のすえ奉行所へ訴えた。さっそく二人は捕えられ入牢になったが、二人とも牢死したという。

奈良には、「奈良の早起き」のいい伝えがある。もし家の前に死鹿・病鹿が倒れていては、大へんな疑いをうけるから朝早く起きて見まわったからというのである。

さて、神鹿を保護するためには、毎年五月十日過ぎに犬狩りをおこなった。それは、古く奈良の町では犬を飼うことが許されなかったが、將軍綱吉の「生類憐れみの令」の影響であろうか、町中に犬がふえはじめたからだという。

野犬狩りは興福寺の役人が直接おこなったようであるが、「一乗院御用日記」(京大文学部蔵)の貞享二年(二六五)五月五日の条によると、「明日犬狩ニ付」と二人の役人に申渡している。翌六月六日の条には、奉行方の同心・小頭各一人が出て野犬狩りを実施し、飼犬一八匹を確認、「首毛少々ハさみ切置候也」と別に処置していることがみえる。

寛政五年(二七三)、大安寺村では飼犬はもちろんのこと野犬までも見付けしだいに追っ払っている(「大御制道ニ付村方請合一札」大安寺町武野義正)。このころの野犬狩りは、殺すのではなく町からなるべく遠くへ追い払うというほどであった。

文化十一年(二六四)になって、興福寺は、年間米七石の役料で犬狩巡回を町に依頼したが、月に米一石の支給を希望する町と折り合いがつかないまま、興福寺役人が見まわった。しかし文政五年(二八三)になると、このままでは野犬がふえるというので、興福寺一藤所の命令で、五年間に限って犬を見つけしだいに討ちとることにしたという。

生活の諸相

町の芸能

町民生活の娯楽ともなり、心のなぐさみともなったものとしては、年中行事のほかには町の芸能がある。芸能といえば能楽や田楽や舞楽や延年の舞いなども含まれようが、次章で述べるように能楽はしだいに武家や一部の人のものとなって精彩を失い、庶民の嗜好を離れるものとなり、田楽ほかの諸芸能はわずかにその伝統を保つほどのものとなっていた。そのためあって民衆の好みに応じるものとして、くまざわ曲舞などの芸能がさかんに演じられ、新狂言である歌舞伎や浄瑠璃がおこってきた。

曲舞は白拍子舞の流れをくみ、史上の人物や事蹟を鼓に合わせて謡い舞うもので、幸若舞もこれに近いものとされ近世初期には非常にもはやされていた。『多聞院日記』の天正六年（一五六）三月朔日の条に「於極楽坊二女舞在^レ之^中應諸人群集テ見^レ之」とあり、五日の条に「去朔日ヨリ於極楽坊二女ノ久世舞在^レ之、群集也云々」、十日の条に「於極楽坊二師子舞、蜘蛛舞在^レ之、六方棧敷在^レ之、京ニテ順慶ノ宿沙汰之仁下テ沙汰了^レ」、四月七日の条に「於紀寺天王女舞在^レ之」などとある。これによると女舞とあるのは女性の演じる曲舞であったわけで、群集という表現からその盛況がうかがわれる。なお獅子舞は古伎楽から出たものであるうし、蜘蛛舞とは一種の曲芸であったかと思われる。このころ曲舞とか女舞が演じられたという史料は非常に多く、あとの付表12にみられるように、また「山本平左衛門日記」からも推察できるように、ことに元禄以前（一六九〇）にそれはいちじるしいものであった。

歌舞伎は念仏踊りから発展し、猿楽や狂言の影響をうけ、さらに女曲舞などとも関係しながらできてきた演芸であらう。『多聞院日記』の天正十年（一五六）五月十八日の条に「於若宮拜屋二加賀・国八才・十一才ノ童ヤ、子ヲトリト云法楽在^レ之、カ、ヲトリトモ云、一段イタキケニ面白云々、各群集了」とあるが、この八才の国というのが歌舞伎踊りをはじめたという出雲の阿国（おくくに）であらうか。とにかくこのころから歌舞伎がおこってきたらしく、奈良では慶長十年（一六〇三）七月に「奈良中雨乞踊用意也、法蓮村川原ニ歌舞^伎有^レ之」（「二条寺主宣業記」）とあるように雨乞いのために演じられている。そのほか貞享年間（一六八四）に蓮長寺で歌舞伎芝居があったことが『奈良坊目拙解』にみえ、「山本平左衛門日記」には元禄十六年（一七〇一）から正徳年間（一七一五）にかけてしきりに歌舞伎見物の記事がみえる。平家琵琶からの系統かと思われる浄瑠璃は、伴奏楽器として三味線を用い永祿（一五八八）のころに面目を一新し、さらに傀儡師系の人形操りとも一つになって、類例のない音楽的人形芝居となったものである。そのうち元禄の近松以前のいわゆる古浄瑠璃は戯曲性に乏しい物語中心のもので、付表12にみえる浄瑠璃とは、多くはこの部類のも

ので、ときには操りをとまなわらないものであったかとも思われる。それにしてもこのようにしばしば興行されたことは、いかに民衆に喜ばれたかを想像し得る。

近世奈良で興行された町の芸能も複雑多種にわたり、歌舞伎や浄瑠璃のような総合芸術として発展したもののほかに、いろいろな雑芸があった。それらは相互に影響しあっているので厳密には分類しにくいが、説経・平家語り、太平記読みなどの系統をひく講談・落語・ちよんがれ・説経節・阿呆陀羅經・祭文・浪曲などの話芸を主とするもの、猿楽・田楽・神楽・延年・白拍子・念仏踊傀儡師などの流れとみられる女舞・曲舞・操り・狂言などの演技を主要要素とするもの、相撲や曲馬のような力くらべや曲芸の類とにわけられるであろう。いずれにしろ、これらの諸芸能が民衆生活に結びついたもので、奈良においても諸記録によれば、講談・軍書・古噺が語られ、女舞・操り・狂言が演じられ、相撲・曲馬もおこなわれていた。

さてこれらの諸芸能が興行されるには、常に奉行所の許可が必要で、ときにはその計画も禁止されることがあった。したがってその興行は社寺の開帳とともに呼び物とされたり、社寺修復の勧進としておこなわれたり、雨乞いのためであったりした。またなかには町役人の役料や町費の補充を目的としたものもあった。貞享四年（一六八七）十月に、町代の永嶋平右衛門・藤田吉右衛門・高木加兵衛が町代の小者（使用人）一人を増員する費用を調達するために、芝居の名代を町代に許されるよう、与力中に願書を出した記事が「仕送り方芝居願書并勘定覚書」（天理図書館蔵）にある。しかも同冊子にみえるだけでも、元禄元年（一六八六）十二月・同四年三月・同七年十二月と同八年から十三年まで毎年同じような願書を出している。また、馬借中・髪結中にも興行の名代の権利が与えられている。馬借は橋を修理する義務があり、髪結中は奉行所の仕事があったため、それに対する代償であったといえよう。

つぎにそれらの芸能の催される場所は、興行目的からみても察せられるように社寺の境内が多かった。ことに蓮

長寺や極楽院・小塔院など民衆と接触の深い社寺が多いようである。そのほか町の空地やときには会所なども使用されることがあった。

芝居屋敷

町の諸芸能は江戸時代後期になっても同様な目的と場所とで興行されてはいるが、元禄のころからは新たに芝居屋敷ができて始めている。これは大仏殿再興にともなう人出が一つの契機になったものであろう。これらの事情が察せられる史料として「序中漫録」がある。芝居興行の記事は、寛文八年（二六〇）から正徳四年（二七四）まで約五〇年にわたるもので、これによって芝居種目・興行期間・興行場所・興行目的・興行権者（名代）・興行権料・座本などがわかる。これをまとめると巻末の付表12になる。

この表でも明らかのように、元禄十四年（二七二）ごろから、興行場所が固定してきている。すなわち、登大路町久三郎屋敷・京終地方次郎右衛門屋敷・瓦堂町平太夫屋敷がそれである。登大路町の久三郎屋敷は、この史料ではその場所がはつきりしないが、『奈良坊目拙解』には町の北側で大智院の西隣とあり、前述した大仏再建期間中の参詣人や僧侶・工人らを相手としてできた芝居小屋が、繁盛して芝居屋敷としてできあがったものと考えられる。ただ『奈良坊目拙解』に、この芝居屋敷は宝永年間に綿町地方町に移ったとあるのと、さきの「序中漫録」に登大路の久三郎屋敷が宝永元年（二七四）をもって消えることは、登大路の屋敷がなくなったという点では一応合致する。しかし後者を見ると京終地方に次郎右衛門屋敷が元禄十四年（二七二）から存在していたことを示している。したがって、綿町と京終とは同一場所と考えるとしても、この両史料にみえる座本の名の相違や両屋敷併存の時期の問題が残るわけで、いま直ちに登大路から移転したとは断定しにくい。

つぎに瓦堂町の平太夫屋敷がある。これは綿町から移ったものではなく、元禄十六年（二七三）ごろにはできていたもので、小林平太夫によって経営されていたから、この名で呼ばれていたものであろう。この屋敷は『奈良坊目

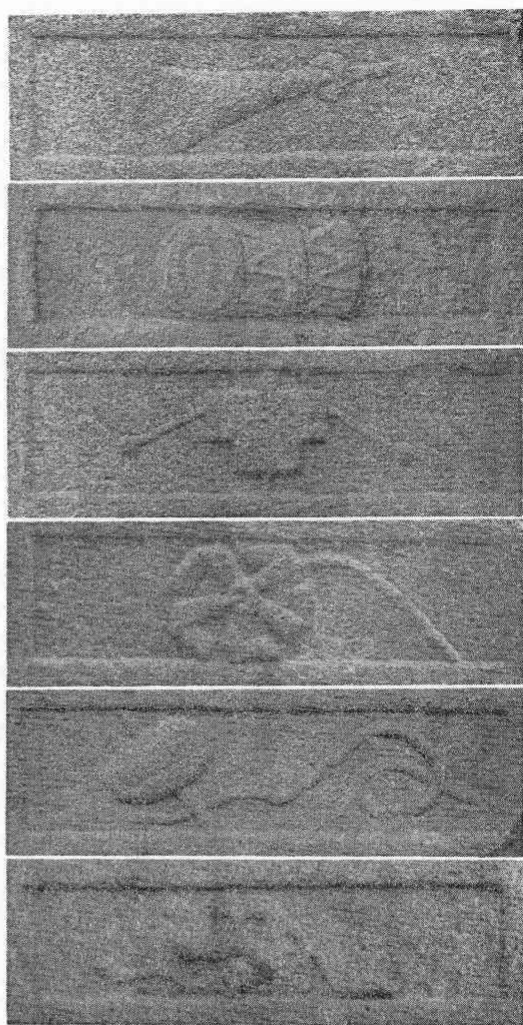
拙解』にいう鉾社の北隣で虎屋屋敷とよんでいたものにあたり、ここで歌舞伎・浄瑠璃がおこなわれていたとある。いずれにしても、元禄のころから芝居の常設小屋がつくられたと考えてよい。しかも、この常設芝居屋敷が奈良のいわゆる南里の地方町付近にできたことは、その近く北側に遊里があったことによるかと考えられる。この時代は芝居の発達と遊廓の繁盛とは関係深いもので、これについては京都にその例を多くみることができる。

芝居の興行

これらの芝居屋敷のうち、瓦堂町の平太夫屋敷はことに相当大がかりなものになっていたかとおもわれる。たとえば、正徳三年（一七三三）正月四日から昼夜一五日間の狂言芝居をここで興行しているが、これは非常に盛況で三日間の日延べを願ひ出て、あわせて一八日間もつづいた。このことについて「玉井家文書」にはつぎのように記している。

此度之群集、平太夫芝居始り無_レ之事、十八日二八日中、千八百人、夜千五百人入有_レ之、銀二貫目ほど取_レ之、凡此度元銀十貫目ほど儲_レ之由風説、酒願童子仕候、中_レ面白事、京大坂芝居も相替儀無_レ之

このときの平太夫は、芸団の組織者で、興行主の座本であると同時に、みずからも演じたようである。平太夫は、「名代」「座本」「芝居主」の三役をかねたことになる。ふつう、寛文期（一六六一—一七〇一）ごろからの京・大坂の興行の慣行は、『歌舞伎事始』に「京・大坂ハ名代・座本・芝居主等皆持主別也」とあり、これにたいして江戸のそれは、太夫本と称して名代・座本・芝居主が一人であるのがふつうである。つまり、京・大坂では座本が一年契約で一座を編成し、名代主から興行権を買い、芝居主から劇場を借りて興行するのが一般であった。この点で平太夫のばあいは、京・大坂の興行慣行よりはむしろ江戸のそれに近いとも考えられる。これは、奈良の近世が奈良奉行の行政下であったため、町人の自主的運営色の強い京・大坂とはちがった型となったとも考えられるが、この例だけでは、むしろ個人で興行する大きな興行主があらわれたと考える程度にとどめておこう。

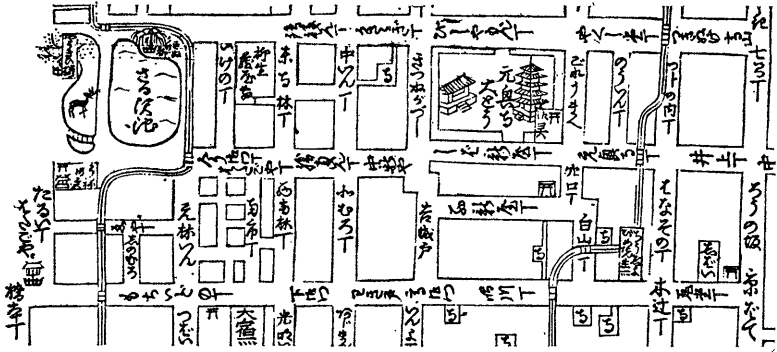


子どもの遊具（氷室神社石灯籠）

鳥居の側に、文政2年、東向中町米田屋佐兵衛ら6人が寄進した灯籠がある。その中台にチャルメラ・鼓・やじろべえ・風車・独楽・天狗の面などの玩具が浮彫りにされている

平太夫が、こののちも芝居によって一家をなしたことは、さきの芝居興行の付表12によってもわかる。さらに、天明六年（一七六六）六月に平太夫という者が芝居興行についての願書を奉行所に差出し、奈良奉行松田相模守がこの件で京都所司代に伺い書を出した史料がある（京函蔵）。その願い書によれば、瓦堂町の俵屋平太夫が、奈良町はもちらん大和一国の芝居興行権を許されていたことが知られる。この平太夫はさきの平太夫の名をついだものであろうか。そうとすれば、平太夫が俵屋という屋号をもっていたことにもなる。

天保十五年（弘化元年一八四四年）になって、歌舞伎役者や人形遣いや浄瑠璃語りを集めるのが困難になってきた。その事



天保15年「和州奈良之図」の部分

左に猿沢池、柳生蔵屋敷、中央に元興寺大塔、右はしには「しばい」とみえる

情は「奈良役所雜記」(『福本家文書』(『京大図書館蔵』)によるとつぎのようであった。以前にはそれらの役者たちは奈良在住の者であったが、このころになるとそういう人たちがいなくなったので、京都や大坂の役者を雇って興行を続けてきていた。ところが、このたび江戸・京都・大坂の三都の役者の他国出稼ぎが禁止になったため、奈良の芝居が興行できなくなるといので、改めて三都以外のいわゆる旅役者を雇って興行したいとの願書が出て、それが許されたという一件である。この件は、瓦堂町の芝居屋敷についてであって、芝居小屋名代は公納堂町の長兵衛となっている。そして雇った役者は中村鶴五郎・嵐三五郎ら一〇余人で、難波村・今宮村・天王寺村など大坂郊外の村や近江八幡の人たちであった。

これらのことから、奈良での芝居興行のようすは察せられよう。たとえ興行形態のちがう例はあったとしても、やはり歌舞伎や浄瑠璃の中心地であった京坂の影響下にあったといつてよい。そして奈良が、名所として遊覧の人々がふえてくると、これらの娯楽は町や近郊農村の人だけのものではなくて、外来者のたのしみでもあった。役者たちを集めにくくなった前記の天保十五年に、奈良奉行から所司代に提出した伺書のなかに、「当地之儀者、旧都之儀ニ付、

神社仏閣旧跡等有_レ之、殊西国_ノ伊勢參宮之道筋ニ有_レ之候間、当表參詣旁諸国_ノ相応ニ入込人も有_レ之候得共、元
来山寄之土地柄故景色見晴シ等も無_レ之、芝居興行之節者、右諸国_ノ之入込人芝居見物仕、自止_レ足之者茂多く相成
候ハ、土地賑之一助ニも可_ニ相成_一とあつて、芝居が奈良繁盛の一手段とされていたことに、近世後期の奈良の
姿をしのぶことができる。

犯科と仕置

神鹿殺害という奈良独特の犯罪のほかに、ここでは一般的な犯罪のことにふれておこう。江戸時
代は、封建社会として主従関係がもっとも重んじられた時代であつたから、犯罪のうちでも主殺
しが一番重罪とされ、親殺しはこれにつぐものであつた。一般の犯罪では、窃盜・博奕・放火などによく重点が
おかれていた。窃盜は、家屋の構造が簡單で侵入しやすうい狀況であつたため、それを防止することが社会の秩序維
持のうえで重要と考えられたのであり、博奕は、その流行で破産する者が出たり、派生的に各種の犯罪を誘発する
ことがあるのを恐れたのであり、放火は、都市では家屋が密集していて、いったん火事になると大火になりやすか
つたからである。

まず盜みについてみると、「刑法雜記」につぎのような犯罪が記されている。寛政二年（一七五〇）に、主人の命令で
古市村銀札引替所から持ちかへつた銀子・銀札を途中で盗んだ罪で死罪に処せられた例がある。文化十年（一八三三）
には、銀子・着類などを盜み、銀札二匁、錢二貫四六一文を手に入れたかどで捕えられて入牢となり、取調べのう
え、本来なら入墨のうえ重追放に処せられるところを、一五歳以下ということで入墨だけの刑に処せられた。「東
大寺年中行事記」によると、享保二年（一七二七）に、今市村興福寺東北院下庄屋助五郎宅へ盜賊が入つた。捜査をし
ていくうちに盜品が町の古手屋にあることがわかり、その出所を調べていくと、別の古手屋を経ていることがわか
つた。ところが、突然その別の古手屋が姿をくらましてしまうという一件があつた。この事件で、結局、盜人とそ

の妻子は家屋敷諸道具を没収され追放の刑に処せられた。古手屋が逃亡したため姉が逮捕されてきびしい拷問ごうもんを受けたという。古手屋の息子と、盗品の一部をあずかった隣家の二人は村預けとなり、村役人は手錠・村預けに処せられた。

また享保十六年(一七三二)に、東大寺法華堂のさい銭が盗まれたことがあった。やがてその犯人が判明し、結局年預所役人から東大寺境内より追放という処分を受けた。天保十年(一八三九)には、庄屋が年貢の銀子四二一匁二分二厘を横領した事件があった。東大寺年預所では、はじめその家屋敷諸道具などを没収して追放刑に処そうとしたが、家族や村役人から銀子は返却するから処分を取消してほしいと嘆願したため、それは聞き入れられたという。

「三条村記録」や「元興寺記録」には、水泥棒の記事がみえる。前者では年代はわからないが、七月二十日の夜五ツ時から四ツ時までの間に三条西町の者が番水を盗みとってしまった。定法によって犯人の出作を差留め身柄を町預けにしようとしたが、詔を入れたため過料米三斗を出させることで済ませている。後者には、天保六年(一八三五)に用水を盗んで他領へ流したため、三日間の手錠になったことを載せている。

「山本平左衛門日並記」では、延宝四年(一七二六)に、山本家に盗人が入り白米少々を盗んだので、犯人が杖罪に処せられたとか、貞享三年(一六八六)に、「山之草」を盗んだということで、犯人が手鎖・蟄居ちつきよ・中追放の刑に処せられたと記している。

博奕に関する犯罪やそれを禁止するお触れもある。「東大寺年中行事記」は寺領下の村々でおこったこの種の犯罪を伝えている。寛文十年(一七二〇)七月に博奕の宿をしたので村から追放され、寛政八年(一七九六)五月には母親が罪を犯したので、本人はもとより入牢となり、村役人も過料として年寄・月行事それぞれ五貫文を課せられた。文政五年(一八二二)七月には博奕をしたため、敵たたく五〇・入牢の刑をうけ、村から追放ということになったが、村役人のと

りなして村預りに減刑されるという事件がおこった。天保三年(二五三)十一月には三人が罪を犯したので、敲払いのうえ村預りに処せられている。また享和三年(二六三)には、博突をおこなったかどで多数検挙され、軽追放・お叱り・押込・遠島・追放・和州払などの刑を言い渡されたという。のちに記すように、幕末の奈良奉行川路聖謨の博突取締まりはことにきびしく効果をあげたものであった。

盗みにしても博突にしても、寺内や寺領下の村々でおこった犯罪の刑は、ほかに比較してゆるやかであったようである。それは、寺は一種の治外法権地のようになっていたからではなからうか。

奈良では火災がしばしばおこっているが、放火の罪に問われた事件は記録に残っていない。ただ「東大寺年中行事記」に失火の例が二つある。明和五年(二七六)十二月三日に雑司村から出火し三軒が焼失した。これにより火元の者が三日の遠慮門を閉じて籠居させることを申し渡された。天保二年(二八三)四月十二日に油倉村から出火し七軒が焼失したときは、失火の者に「不届之至、遠慮」を申し渡されたが、「村中度々詫言」を言ったので赦免になっている。放火のばあいは火罪・火あぶりという極刑であるが、失火のばあいは遠慮という微罪ですんだようである。

そのほかの犯罪としては、「似セ勸化」といわれるものがある。これは、勸化という名目で人々から金品を詐取し私欲をはかることである。前掲書によると、明和五年(二七六)に河内の者が、大和国中で贖にせ勸化をおこない私利をむさぼったため捕えられ、本人と手伝いの二人は「国中払」の刑に処せられた。なお、社寺の建立や修理の費用をまかなうために、「富興行」がおこなわれたが、これの不正事件がおこった。「富」というのは、多数の富札を売り出し、それと同数の番号札を箱に入れ、箱にあげた小さな穴からキリを突入れ刺さった札を当りとして賞金を出し、残額を興行者の収入とするものであった。興福寺では文政九年(二八六)から三か年間、毎年三・六・九・十二月の四回、各月十五日に境内で富興行をした。元興寺でも同年から三年間、一・四・七・十月の四回、各月の十

八日におこなっている（「井上町中」年代記）。この富興行について不正のあったことについては、「東大寺年中行事記」の天明五年（二七五）の九月と十一月の奉行所触書によって察知できる。つぎの史料は、十一月二十二日の触書の前半の部分である。

京四山善峰寺南都招提寺、右両寺諸堂為修復、毎月十五割富、於南都興行御免被仰出、先達而触為知候所、右富ニ事寄、於在、紛敷取引いたし候趣相聞候ニ付、追々触書差出候得共、今以不相止、無礼或帳面を以狼ニ施入取入いたし候ものも有之趣相聞、不届之至ニ候、以来者、内證ニ而富元方江馴合、出見世又ハ下見世杯と名付、益金若出札料定之外過分之銀高取引いたし候儀ハ勿論、聊ニ而も無礼ニ候取引いたし候者有之候ハ、双方共召捕急度答メ可申候

右によると、奈良では唐招提寺の伽藍を修復するための富興行にあたり不正があったことがうかがわれる。

そのほか、明和五年（二七六）に蔵苧を買いしめた三人が「布方ハ勿論、町中一統之難儀」になつたとして、過料・手鎖のうえ町預けになつたことが「井上町中年代記」に記され、「山本平左衛門日並記」には、天和二年（二六三）六月に、不義が露見し、十一月に討首に処せられたことが書かれている。

以上記録にみえる犯罪の若干をあげたが、これらのうち神鹿の件、およびのちに述べる正倉院盗難一件以外は必ずしも奈良の特色といえるものではない。しかし町民の生活史のなかでは、やはり省くわけにはいかないものである。さて奈良での犯罪件数は、橋本家文書の「奈良旧記」には、寛文十年（二七〇）から延宝九年（二六九）までの二年間に籠舎人二七二人があり、そのうち追放一〇九人、死罪五九人、出籠一〇五人、在籠三人と記し、元禄六年（二六三）から同九年までの四年間で、籠舎人五七人、そのうち死罪一〇人、追放二〇人、出籠二七人であったと記している。右によると、一年間の犯罪件数は平均二〇件であるから、それほど多いとはいえないであらう。この点からみれば、封建的な規制が徹底していたというふうにも考えられる。

つぎに処刑についてみると、死罪のときは町を引きまわすことになっていたが、橋本家の「刑法雜記」によれば、その道筋はきまっていたという。

おわりに牢獄についてである。奈良の牢獄は、はじめ南半田西町にあったが、のち北新町に移され、幕末には北魚屋西町にあったという。広さは、九間四方で、長屋二間（梁行七間）であり、男子牢と女子牢にわかれていた。そのほか、牢番の部屋や吟味所・揚屋などが作られていた。なお、幕末の独居房が、現在、奈良少年刑務所に、移築され、行刑資料として保存されている。

牢番には月に油二升五合が給され、ほかに髮結の組合から月に銀一二両が出ていたが、延宝二年（一七二四）からは二人扶持になっている。しかし後には二人扶持では少ないということで、家持の入牢者があるとその膳・食器などの費用という名目で、貫拔銭と称し一人二貫四〇〇文を出させて牢番の経費にあてていた。しかし寛政十二年（一八〇〇）の末からは、京都所司代に伺いをたてて、牢番一日一人一匁八分五厘として町夫銀から出すことになった。なお入牢者のまかないは、一日、男玄米六合五勺、女五合が給されていた。

町民の信仰生活

祭礼と氏子

さきにみたように、神社の祭礼は町の生活を明るくする年中行事であった。中世以降、神社は氏族神と産土神（うぶすな）との觀念が一つになって氏神となり、その地域に住む者を氏子とし、氏子によって祭礼が盛大になってきた。そして奈良では郷民が成長してきたことがその大きな支えとなっていた。しかし江戸時代初期には、この氏神祭の勢いはむしろ後退したようにみえるのは、幕藩制の確立にともなう権力の圧迫によるも

のであろうか。ところが中期になると、氏子町の動きが活発となり、祭礼行事が賑やかになってくる。それは、奈良町人の実力の伸長のためというよりは、支配統制力の衰えと町の安定によると思われるが、あるいは町人の停滞の気分から脱したいという意欲のあらわれによるのかもしれない。

近世奈良町の氏子をもつ神社としては、手向山八幡社・氷室社・漢国神社・御霊社・崇道天皇社・天満社・鏡明神・狭岡社などがある。

東大寺の鎮守社手向山八幡社の祭礼は転害会（手掻会）として有名であって、通常九月三日を式日とする。この際は東大寺の西面の転害門を中心に行なわれたためその名があるが、これは八幡社が東大寺影向のときこの門から入御したことから害を転じて福となすという思想の伝承に基づくものである。転害会は九世紀の末期以来執行され、中世には郷民の参加が多くなり、賑神行事の諸頭役にも郷民が任命されるまでになった。しかし、この祭礼は本来勅祭であり東大寺が主宰するという伝統が強かったうえに、戦国の動乱も影響して、江戸時代には行事も形式化し、民衆の協力も薄れていったようである。『奈良坊目拙解』にも「近年不行之云云、天文八年九月十三日執行之其後無之云云」と記されている。ところが「東大寺年中行事記」や「薬師院文書」によると、寛政五年（一七三三）の祭礼に関して、八幡社の神輿が氏子の寄付によって修復され、氏子町からは町全部に神輿の渡御を願ったことがあった。これに対して東大寺側は「往古より市中渡御之例相見不申」といい、祭礼日も明日にせまっているの由来通りになりたいという回状を氏子町にまわしている。その回状には、つぎの氏子町をあげている。

西手貝 東包永 西包永 東笹鉾 中御門 後藤 押小路 川久保 半田突抜 北半田西 同中 同東 南半田東 同中
 同西 半田横 北魚屋東 同西 北袋 北川端

なお大安寺と薬師寺にも鎮守の八幡社がある。

つぎに転害会に関連するものに手搔祇園会がある。手搔祇園社は建武五年(三三〇)に八幡社の末社として東大寺中御門の北に勧請され、つぎに永祿の兵火後現在地に移座されたものである。六月十四日に行なわれる祇園会は、初めは東大寺が執行したようであるが、十五世紀ごろには手搔郷民の祭礼となり、京都の祇園会をまねて山鉾などの練行列を行ない、中世の末期には転害会を圧倒するくらい盛大となった。しかし、これも永祿以後は衰えたらしく、元文五年(二七〇)の序のある「南都年中行事」には「往昔は山鉾など渡御せしと云伝へたり、(中略)六月十三日・十四日参詣群集す、然ども社頭においては、神供巫女神楽を奏すのみ也」と記している。この間八幡社の本座・新座の大功によって社殿が修造されたり、手搔郷の町人松屋久重が寛永九年(二三三)に日記や山鉾の絵図を書写したこと(『東大寺雑集録』)などは、この盛んであった祇園会の復興を願ってなされたものであろう。

奈良町の北部いわゆる北里の祇園会に対して、南里の大乗院の鎮守社天満社の小五月会があった。この天満社は、もと手間天神をまつり、のちに菅原道真を合わせまつたとも伝えるが、おそらく菅原天神の信仰が広まるにつれて、当社も道真を祭ることになり、天満社として信仰を集めるようになったと考えられる。この祭礼は十三世紀ごろには始められており、例年五月五日から数日にわたり、大乗院門跡が奉行し、郷民によって執行されていた。この小五月会の費用を負担し神輿をかつぐ労をとる郷が小五月郷と呼ばれていたもので、郷民成長期の中世後半期に盛大であったことは『大乗院寺社雑事記』などによっても明らかである。この祭礼も近世になって多少精気を失ったようであるが、氏子町は『奈良坊目拙解』によると「東至清水町、西至三鶴福院鶴町毘沙門町川ノ上町各東片側、南限至三十輪院町地蔵町、北至三満郷中御所馬場」とあり、神輿の巡行については鶴福院町から始まり以下一〇数町をあげ、このなかに御霊社の氏子町がある理由はわからないとしている。また同書には、神輿を幸町北側人家の裏にすえる習慣のあったことや、享保十四年(二五五)からは八月九・十兩日に氏子町から町々の練物・

囃子・舞曲などの辻祭をしたことを書き添えている。

奈良ではこの天満宮を東天満と号したのに対し、西包永町のを北天満天神宮といい、佐保田村の山上の佐保田天神を西天満といった。「南都年中行事」によれば、北天満は佐保山にあった佐保姫明神社が多聞城築造にあって移され、寛永年中に半田突抜町にあった天神宮をここに遷座したもので、草天神ともいったという。また佐保田天神も天神に道真の天満天神が合したもので、佐保田・法蓮・新在家・北市・舟橋の町や村がその氏子であったことを伝えている。なお以上のほかに奈良町の中では京終天神宮（紅梅社）や高島天神宮があり、氷室社と鏡神社の境内末社にそれぞれ菅天神と火雷神があった。また奈良町の西方菅原は道真生誕の地といい、ここに菅原天神社がある。菅原道真を神と祭る菅天神信仰は中世では連歌師などによって高まり、広く芸道の神とされ、近世では手習いの神として、また除災の神としてあがめられるようになっていた。

氷室神社はもと吉城川の川上にあり、のち登大路に移座し春日社の末社として興福寺の守護神と称するようになったが、この神社も中世郷民の成長に伴って氏子関係が発生した。恒例の九月一日の祭礼には、神輿が氏子町を巡行したのであって、その行粧を描いた扁額が今も同社にあるが剥落が甚しい。巡行の次第を「南都年中行事」によってみると、社頭から春日大鳥居前・猿沢池の南岸を歩き、町をめぐって雲井坂の方から還御するとある。氏子町はおよそ四四町に及び、享保十三年（一七二〇）には氏子町では提灯を家ごとに出し、社頭にも作山人形・灯籠を献じ囃子練物舞曲を行なったが、以後これが毎年の例となったという。そしてそれら町々の出費や巡行については、先記の中筋町の「年行事記」や東向の『万大帳』などにも詳しく記されている。

御霊信仰は、もと政治的陰謀などによって不遇の死をとげた人をまつり、そのたたりと考えられる悪疫をのがれようとする信仰の総称であって、菅原天神の信仰もそれであり、祇園も祇園御霊会とよばれていた。しかし、もっ

とも典型的な御霊系の諸社は、奈良では町の南の出入口に面して存在している。八所の御霊をまつる御霊神社は、そのうち春日社の末社となり、あるいは元興寺の鎮守社と考えられ、元興寺炎上後は現在の位置に遷座した。同社は本来民衆の社として出発したこともあり、郷民の勢力の増大とも関係して、氏子関係が成立してきたと思われる。『奈良坊目拙解』には、当社の氏子町として「東限至川ノ上町西類、昆沙門町、鶴町、鶴、南限至京終町、竹花町、西限至大森村、杉ヶ町、柳町、西城戸、小川町、北限至横橋井南類、元社院南類、餅飯殿ノ四辻南方、今御門町」已上氏子六十四町有之云云とあり、神事は毎年九月十二・三日で、神輿巡行の道筋は東薬師堂の辻から元興寺町までおよそ二三町であった。この祭礼も享保ごろからしだいにはなやかに変わったらしく、同記録によると、享保十一年（一七三〇）に井上町の氏子が御所車と灯籠を社頭に献じ、夜町々を引き歩いたので見物が群集し、翌年から各町が辻祭りを行ない日をおって美麗となったとあり、同十三年から氏子五〇余町がはじめて練物・拍子・灯籠・作人形つくろひを出して未曾有の見物人があったという。なお神輿は寛文年中に肘塚町の住人が大坂で富を成したので新たに造って寄進し、享保十五年には西城戸町の氏子がこれを修理したことが「南都年中行事」にみえる。

同じ御霊系の早良親王まわらをまつる崇道天皇社は璉城寺の鎮守といわれ、上津道にあり、祭礼は八月二十二日で、氏子町は紀寺・同新屋敷・七軒・田中・高山・川ノ上突抜・草小路の諸町であった〔自拙解〕。また藤原広嗣の御霊をまつる鏡明神は、もと清水通にあったものが新薬師寺の南門外に遷されたといわれ、祭礼は九月三日で、氏子町は「東ノ客養寺町、西ノ至三閼伽井町・幸町・久保垣外町・下高島町、南ノ至三井之上町・頭塔横町、北ノ至三北大道・丸山・奥薬師町・松南院町二〔南都年中行事〕」であった。なお同記録には、当社も享保十四年から祭礼に練物や舞曲踊が出るようになったとあり、このような享保ごろからの祭礼の賑々しさは、御霊社の祭りからおこったものとも述べている。

なお奈良にはほかに鎮座の古さをほこる率川坐大神御子神社がある。子守社として知られ、近世では春日社に属していた。なおこの社については率川阿波社との間に混乱があるが、近世には阿波社は荒廃していたらしい。率川大神社が中世以来大神氏にゆだねられていた関係から、三輪の大神神社の撰社となったのは明治十二年（一九〇一）であり、古代の『神祇令』にみえる同社の三枝祭が復活したのはその翌年のことである。率川社と関係深く、あるいはその別社であったかと思われるものに漢国社がある。その神は園神韓神であるといわれ、他社と同じく興福寺の支配下にあったが、やがて郷民に支えられるようになったものであろう。『奈良坊目拙解』に、享保十年（一七三〇）に率川子守社が造営されたのに当社が放置されたので、同十八年に氏子の町々に勸化して修理造営したことを載せているが、これは氏子關係を示す一例であろう。祭礼は九月二十一日であった。つぎに法蓮などに氏子をもつ狭岡社は「今称園社」（『園』）とあり、祭神は大物主神・大己貴命・少彦名命となっているが漢国社とともに園神といふとすれば、牛馬を殺して雨を乞うという古代信仰に連らなる神であった。御霊といふ園神韓神という信仰は、民衆の日常生活に根ざしたものであったから、にぎやかな神事ともなったのであろう。

以上のように氏子をもつ諸社は、その近くの町をそれぞれ氏子町としているが、それは必ずしもはっきりと町ごととに区分されているわけではなく、椿井町が氷室・御霊・漢国の三社の入組んだ氏子關係にあるように、同じ町でも片側や分割された氏子の居住地もあった。

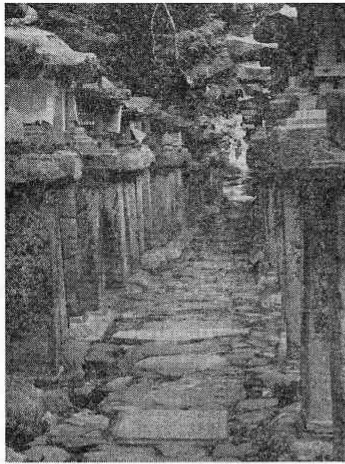
春日講

町民の神祇信仰を物語るものには、ほかに春日明神の信仰で結ばれている春日講がある。春日講はずでに早く中世において奈良町や大和・南山城の農村の中で結成され、また同業者の仲間の間にもこの講はできていた。伝承ではこの講の最初は春日社の大宿所であった餅飯殿郷のものであったと伝えられ、「かすがこう」とは呼ばないで「しゅんにちこう」と唱えていたという。興福寺では衆徒春日講・北面春日講など

表70 春日大社石灯籠にみられる講中

＜仲間＞	
天正 9. 3.	奈良中具足細工 春日講中
元和 9. 9.	陰陽中 弥左衛門等 (16人)
寛永 3. 2.	奈良新兵衛等 (13人)
慶安 4. 5.	晒布間屋中
寛文 5. 9.	般若寺晒屋講中
延宝 5. 6.	般若寺晒屋講中 柳葉安右衛門等 (4人)
貞享 5. 6.	奈良酒屋中
元禄 5. 6.	南都江戸酒屋講中
元禄 8.11.	南都鞘師講中
元禄 9. 正	晒屋惣渡酌中
宝永 3. 5.	晒蔵方中
正徳 2. 9.	諸国客家中 肝煎樽井町中
享保21.正.21	南魚屋町商人中
寛延 4.正. 1	南都古手屋惣中
宝曆 8. 9.	南都米屋講中
明和 4. 4.	高田市東町布中買連中
明和 5. 4.	南都米屋講中
寛政 3. 9.	南都古手屋仲間
寛政 4.11.	木辻町両仲間
寛政 8. 6.	南都道具屋仲間 (118人)
寛政10. 9.	南都古手屋仲間
文政 9. 3.	当所墨屋仲間
文政 9. 3.	当所墨屋仲間
嘉永 6.正	春日講南都墨屋嘉助等 (14人)
嘉永 6. 正	春日講筆屋喜助等 (14人)
嘉永 6. 正	墨屋嘉助等 (14人)
嘉永 6. 正	筆屋喜助等 (14人)
安政 7. 3.	奈良町薬種屋春日講 (16人)
安政 7. 3.	奈良町薬種屋 (16人)
＜町中＞	
慶安 4. 2.	下三条講中 (6人)
寛文 元.6.15	川上突抜町講中 (12人)
寛文 4. 正	井上町講中 (9人)
寛文 4.6.22	餅飯殿町講中
寛文11. 6.	押上町講中 (9人)
寛文13. 5.	東笹鉾町南側講中
延宝 4. 4.	東向北町講中
延宝 5. 6.	北室町講中 (4人)
延宝 5. 9.	東向中町講中 (13人)
延宝 6.9.21	講中、東向町勘兵衛等 (7人)
天和 2.11.	奈良坂町講中 (13人)
貞享 2. 6.	今御門町講中 (24人)
貞享 3. 9.	高御門町講中
貞享 4. 9.	東向中町講中 (10余人)
元禄 4. 正	上三条坊講中
元禄 4.3.21	中新屋町 4人組講
元禄 6. 2.	花園町千日參講中
宝永 4. 6.	高天町中
宝永 6. 5.	東笹鉾町北側
正徳4.3.	宮住町講中墨屋九兵衛等 (12人)
正徳 5. 9.	井上町講中 (24人)
享保 6.5.21	東城戸町中
享保14. 3.	木辻七丁町中
享保17.3.28	高御門町中
享保17. 5.	中辻町中
享保19. 3.	奈良町中
享保21. 正	内侍原町中
寛保 3. 5.	今井町講中 (14人)
寛延元.11.	鵜町十六人講中
宝曆 4.11.	大豆山町中
文政10. 9.	南城戸町南方中
天保 9.閏4.15.	本多淡路守様、御武運 長久 奈良町中
天保15.11.	南城戸町北方中
弘化 3.11.	東向南町中
?	角振町講中
?	清水中町講中 (20人)
?	東向中町講中
＜町人個人＞	
天明元. 5.	今在家荒物屋宗助
寛保 2. 3.	押上町 鱸屋平四郎
延享元. 9.	御酒屋 菊屋治左衛門定左
＜農村部＞	
文禄 5.8.	春日講中古市郷淨泉等 (23人)
万治 2.4.	春日講中神殿村庄三郎等 (6人)
寛文 3.8.	城戸村講中 (5人)
天和 3.2.	横井村講中 (8人)
貞享 3.8.21	奈良廻 8か村
元禄 2. 正	中山村講中
享保 3. 9.	奈良廻 8か村
享保 4. 2.	古市村講中 (9人)
寛保 2.12.	講中七条村喜庵等
明和 3. 5.	西大寺組 17か村
天保13. 2.	石原清左衛門様御武運長久 南庄村引立 御仕法御掛中 島剛之助、本庄彦作
安政 4.	横領村中
?	西大寺野上村中 国右衛門 等 (28人)

注 明治期のものは除く



春日大社の石灯籠

があるが、奈良町では、普通正月・五月または六月・九月の各下旬にその町の会所などに集まって神影をまつり、行司らが春日社に参詣するのが常であった。祭日は町によって異なるが、一般には六月二十一日が多かったようであり、ほかに十一日とか六日に行なった町もあったらしい(中行事)。

各町の春日講で祭られた神影は春日曼茶羅が多く、南市・京終・東城戸・西城戸・東向中などの諸町にはいまこれを町中に伝えており、これらはいずれも室町期に遡る絵画といわれている。東向中町の講は別に心経講といつて、春日鹿曼茶羅のほか般若心経や道具類もあわせ蔵しているし、北京終町や西城戸町のものの図柄は鹿曼茶羅であり、南市町と東城戸町のもものは春日宮曼茶羅である(奈良町史)。

各町の春日講ではそれぞれの祭日にこれらの神影の前で行事が行なわれたのである。

なお春日講についての史料として見落とせないものは、春日社頭の多数の灯籠である。あの多数の灯籠群は、民衆の春日信仰のたまものであった。春日社には、近世以前からも灯籠は多かった。キリシタン宣教師アルメイダも、春日野の芝生や、参道についてのべたあとで灯籠のことを「石の屋根を以て被はれたるが故に雨も風も灯明を害すること能はず、また全然金属にて作り鍍金したる甚だ精巧なるものあり、柱の中央に之を建てたる寄進者の名を金を以て彫刻しあり、路の両側に各五〇余基ありて終夜点灯す」とのべている。いまみられる大部分の灯籠は、江戸時代を通じ、奈良町はもちろん大和各地や大坂など近隣地区の町人武士農民らによって寄進されたものであった。弘化二年

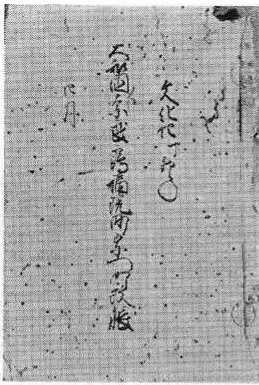
(八罟)に奈良奉行池田播磨守頼方が春日社五師に命じて調べさせたところ、石灯笼一七二基、金鈎灯笼一〇九七紐であったという。春日社の社会各階層にわたる春日信仰の大きさを知ることができる。やはり春日社は神国大和の象徴であった。さてこの灯笼の刻銘によって、これを寄進した講中がわかるので、これによって奈良町ならびに近郊農村の講中のめぼしいものをあげると表70のとおりである。

春日講のほか、神祇信仰にかかわる講としては伊勢講がある。これについては次節のおかげまいるの項でふれらるゝとして、その他に御嶽講や白山講あるいは富士講などがあつたと思われる。

檀家の宗派

第一章で述べたように、檀家制度は宗門改めが嚴重になるにつれて整ってきたものと思われる。

これによって江戸時代を通じ明治の初頭まで実施しつづけられてきた宗門改めの結果が、宗門改帳として残されている。これによって町民の所属した寺院と信仰した宗旨がわかるのであり、それが多年度にわたる連続して存続する場合は、さらにその動態をも知ることができる。ここにその例として東向北町と鶴福院町の宗門改帳による宗派別人口状況の推移をまとめてみた(表71)。



文化4年鶴福院町宗門改帳(鶴福院町蔵)

この表によってわかるように、この両町では浄土宗が多く、ついで浄土真宗・融通念仏宗・法華宗とつづき、真言宗は鶴福院町にあり、律宗と禅宗は東向町に一時的にその信者が住んでいたとみられる。そして、この傾向は奈良町全体についてもある程度いえるように思われる。なお巻末に付表13として明治十二年(八罟)に調査された「寺院明細帳」によって現市域内の寺院と檀信徒数の表を整理してみた。江戸時代と大差がないと思うからである。

第三章 奈良町の盛衰

表71 宗派別人口動向 (東向北町・鶴福院町)

	浄土宗		浄土宗		融念仏		通宗		華宗		真言			浄土宗		浄土宗		融念仏		通宗		法宗		真言		その他				
	東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴		東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴	東向	鶴	
寛政5年	40		23		16									天保2年	74	36	28	23	5	13	4	4	4	18						
寛政6年	48		27		11		2							天保3年	72	44	29	21	5	12	4	4	4	4	18					
寛政7年	48		27		11		2							天保4年	78	41	27	22	7	17	4	5	4	4	12					
寛政8年	54		28		13		2							天保5年	80	42	29	22	7	16	4	6	4	4	12					
寛政9年	58		27		19									天保6年	80	41	22	29	4	14	4	6	4	1	律2					
寛政10年	58		28		19									天保7年	72	41	24	30	4	17	4	6	0	9	律2					
寛政11年	55		29		16		1							天保8年	82	43	19	34	3	10	5	7		8	律8					
寛政12年	48		29		16		1							天保9年	39		31		11		6		10							
享和元年	52		29		16									天保10年	80	29	15	30	3	11	5	6		9						
享和2年	49		32		15		3							天保11年	33		30		14		7		4							
享和3年	48		35		20		6							天保12年	77	27	15	33	7	15	5	13		4						
文化元年	51	68	34	39	19	12	3	6						天保13年	79	28	14	33	9	15	4	7		5						
文化2年	55	51	36	41	17	9	4	5						天保14年	64	31	15	31	11	14	4	7		5						
文化3年	58	51	28	41	14	9	7	5	3	3				弘化元年	55	33	16	28	11	15	4	8		5						
文化4年	65	54	29	37	18	8	8	6	3	3				弘化2年	55	28	15	33	13	15	4	5		8						
文化5年	65	51	28	36	11	4	8	7	4	4				弘化3年	51	28	13	31	13	19	5	5	3	5						
文化6年	58	47	29	31	11	3	9	5	4	4				弘化4年	51	30	12	36	13	23	5	4	3	5						
文化7年	64	50	31	24	11	4	7	6						嘉永元年	47	28	12	38	13	22	6	4	5	4						
文化8年	71	53	33	24	12	3	5	7						嘉永2年	53	28	13	40	5	17	4	3	5	4						
文化9年	71	51	35	25	11	10	5	7						嘉永3年	49	24	13	36	7	16	4	3	5	4						
文化10年	73	49	32	27	11	10	7	7						嘉永4年	45	26	12	37	5	17	3	5	11	5						
文化11年	68	56	32	23	8	10	7	8						嘉永5年	50	25	12	35	4	10	4	4	6	4						
文化12年		52		29		11		8	7					嘉永6年	55	25	12	33	4	10	4	7	5	4						
文化13年														安政元年	53	24	12	29	4	10	5	6	4	4						
文化14年	73	52	30	28	7	8	6	8	5					安政2年	56	24	12	29	4	7	5	6	4	3						
文政元年	71	58	30	22	7	8	6	8	8					安政3年	54	29	16	28	4	7	6	7	4	2						
文政2年	76	59	35	26	7	2	6	8	8					安政4年	54	28	16	28	4	7	5	6	4	2	禪1					
文政3年	80	56	33	23	8	6	5	8	7					安政5年	50	29	20	28	4	7	6	7	3	2	禪1					
文政4年	77	57	31	24	8	6	6	8	7					安政6年	48	29	15	28	4	11	6	7	3	2	禪1					
文政5年	62	65	29	22	6	6	6	11	7					万延元年	44	27	16	22	8	9	6	7		2	禪1					
文政6年	68	49	29	25	9	5	7	11	7					文久元年	44	28	16	22	11	7	9	7		2	禪1					
文政7年	68	47	29	26	9	7	7	12	11					文久2年	46	24	11	20	9	4	13	6		1	禪1					
文政8年	71	55	27	23	9	7	6	11	18					文久3年	47	25	6	19	10	4	15	6		1	禪1					
文政9年	70	48	28	21	9	7	5	10	16					元治元年	46	30	8	19	10	4	17	6		1						
文政10年	65	50	27	18	8	7	5	10	16					慶応元年	45	34	13	21	12	5	19	6		1						
文政11年	67	51	24	24	10	5	7	10	22					慶応2年	47	28	13	17	13	6	17	6		1						
文政12年	73	47	27	23	10	14	7	11	19					慶応3年	53	27	13	17	14	8	15	6		0						
天保元年	69	34	28	20	6	17	5	5	21					慶応4年	55	26	14	18	13	8	16	6		0						

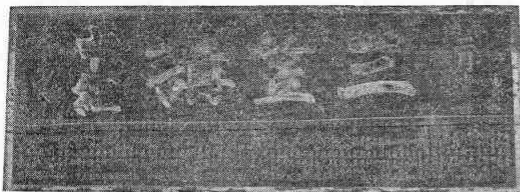
すなわち浄土教系の三宗派が多く、とくに浄土宗は奈良町に、浄土真宗は町の周辺部や平坦部に、融通念仏宗は町の南部と農村部に多い。これに対し山間部には真言宗が多く、日蓮宗と禪宗系は割合に少ない。旧仏教系の諸宗派には朱印寺院も多いためか檀徒をもつ寺は少ない。

仏教 信 以上のように氏神と氏子町、町寺と檀家という形で町人の信仰はある程度秩序づけられていた。仰と講 しかし町の人たちの信仰生活はそれだけではなく、町全般にわたって存在したり職業仲間によつて結ばれた春日講や伊勢講のようなもの、また仏教関係の講も多数あった。さらに講のような組織がないままの群

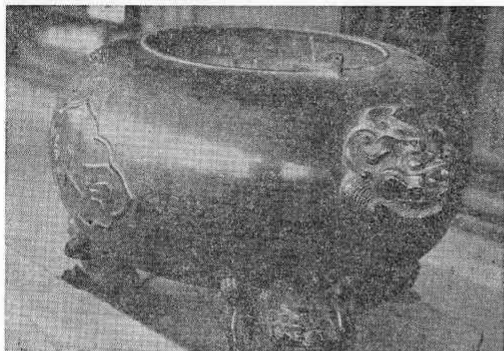
参の形の信仰生活も、町人生活という部面からは見逃すわけにはいかない。またその対象となった霊験ある神仏も、大社巨刹のものから、町の祠あるいは会所や道端に安置された仏像に至るまで、その種類も多く、信仰内容も雑多であるが、多くは現世利益的なものといえる。そこで無名園古道が書き記した「南都年中行事」を中心として、そのおもなものをあげることとする。

薬師如来の信仰は古くから広く行きわたっていて、諸病平癒に効験があるとされ、毎月八・十二・二十三日をその縁日とするが、二十三日は南都だけであるといい、正月八日はとくに初薬師として参詣が多かった。西の京の薬師寺本尊は別として、同書があげる奈良町にあった薬師仏は、新薬師寺本尊以下町会所の薬師像まで一六体におよんでいる。

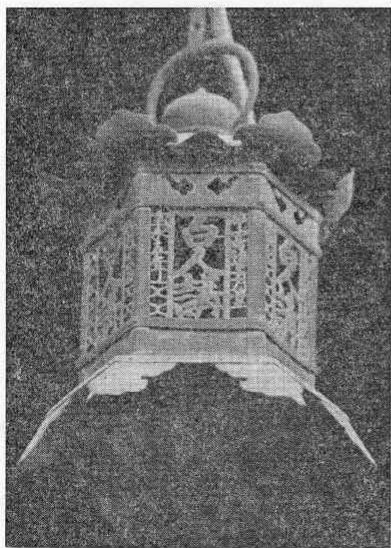
観音信仰は、わが国でもっとも普遍的に広まっていた庶民信仰の一つで、それは中世以降庶民の成長につれて現世利益の仏として広い崇敬を集めたのである。奈良町においてもそれは例外ではなく、大寺から辻堂に至るまで多くの観音像があり、観音講もつくられていた。「南都年中行事」には三七体の観音像が列挙されている。なかでも東大寺二月堂の観音信仰は修二会とともにとくに有名であって、現在二月堂前の売店軒下に掲げてある文久三年



文久3年 三笠講額 (東大寺二月堂前)



宝永5年 百人講香炉 (東大寺二月堂)



寛政7年 百人講燈籠 (東大寺二月堂)

(二六三)の講の扁額によると、三笠講中組とあって講元は南市町の天野嘉吉であり、世話人は東寺林町の松物屋与次兵衛以下一人、講員として今御門町ほか二五町の町民約六〇人が名を連ねている。これは奉納二月堂とあるので、この観音講は三笠講とよばれて幾組かに分かれていたことがわかり、その講の構成員もほとんど奈良町全域にわたっていたことが察しられる。また二月堂前の大香炉には百人講として町民の名が刻されており、教育大学所蔵文書のなかには延享二年(七五)に二月堂に銀一枚を寄進した万人講の寄進状がある。百人講とか万人講という名でこの観音講が呼ばれてもいたのである。なお奈良の観音のなかに西国巡礼三十三か所の観音がある。観音巡礼三十三か所のはっきりするのは十二世紀であるが、初めのころには必ずしもその道順や寺院は固定していなかつ

た。建武二年（三三）の中宮御産の御祈りのときには三十三か所観音のなかに、奈良では興福寺の南円堂と西金堂からの巡礼者が増加するようになり、順序が南紀那智に始まり東濃谷汲に終わる形にほぼ固定してきたらしく、室町時代にそれが盛大となるとともに、奈良では南円堂だけがこのなかに入ることになった。こうして江戸時代にはこの巡礼は想像以上に盛んであったようで、中期以後には巡礼必携ともいえる書物の出版も多くなっている。

ほかに奈良だけで、南都三十三か所巡礼もあった。いまはほとんど忘れられているが、たとえば第二十番に東大寺二月堂、第二十一番に慈眼寺、第二十五番には西大寺、第二十九番は不退寺となっていた。

観音信仰以上に普及していたのは地藏信仰で、これは庶民の願をかけるもっとも手近かな信仰であり、奈良町にも多数の地藏尊が存在する。「南都年中行事」によれば「於諸国」者七月二十四日を地藏祭として、諸寺辻衝道の石地藏まで、彩色荘嚴して祭る」のが例であるが、南都では以前から六月二十四日を縁日としたと記し、その後には諸寺院や町方の地藏菩薩を安置した所の主なもの四〇余か所をあげている。そのほか『奈良坊目拙解』によれば、南都二十四か所の地藏めぐりがあったようであり、地藏講については、現在新薬師寺に慶長十六年（一六二）六月二十四日付の地藏講一結衆の石仏碑が存在する。また町の南部の帯解地藏も安産の信仰深い有名な地藏である。

つぎに奈良で有名なのは、十三まいりといって正・五・九月の十三日を縁日とする虚空蔵信仰である。ことに高樋の弘仁寺の虚空蔵菩薩は靈験があらたかであるとして、奈良から多数の参詣者を集めたものであった。町のなかではそのほか西新屋の小塔院と興福寺東金堂の虚空蔵が靈仏として知られていた。毘沙門天の信仰については東大寺中門の兜跋毘沙門天が古くは参詣者が群集したといわれたのであるが、この群参は永禄の兵火でいったん中絶し、享保年中に再興した。それ以外では二月堂の毘沙門天や今在家の松本毘沙門天宮、徳融寺で融通念仏宗の守護

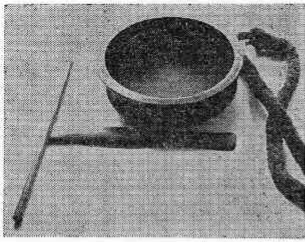
神とされる同像、毘沙門町の会所にあって毎月三日を縁日とする像などが有名であった。文殊菩薩の縁日は三月二十五日で、この日は文殊会として知られ、興福寺東金堂では「当日は奈良町家手習子師範、絵馬を献上して此日童男童女をいざなひ詣させ、一日野掛遊山に饗応せし」(「南都年中行事」)めるのが往年からの風俗であった。また般若寺の文殊供養は「山城・大和近郷百姓夥敷参詣して、例年群集せしむ、里諺に山城文殊大和春日といふ則是也」と「南都年中行事」にあるように非常に賑わいを呈したのであった。

南都の弁財天信仰を考えると、それは吉野郡天川弁財天の信仰であることを注意しなければならない。天川社の信仰圏はずでに中世以来南近畿一円におよんでいたといわれ、一乘院門跡の支配をうけ奈良・京都にわたり社家の御師活動も盛んであった。「南都年中行事」によれば、興福寺南西の隅の窪弁財天(いまは三重橋内)は弘法大師が天川社から勧請したと伝え、天川弁財天と同じ六月七日を祭日としているが、近世では「当七日夜参詣多し、当日甚暑に及びては、毎夜南大門前猿沢辺納涼として諸人群参せしむ、茶店或花火等を売て近年殊に賑わったのであり、餅飯殿町の七弁財天も天川社との因縁を伝えている。いま天川社にある神楽の鼓の胴に、東向中町の町人三人が諸願成就のために、元禄五年(一六九六)に当社に寄進したという銘があるのも、奈良町民の信仰を示す一例であろう。いづれにしる、奈良町のなかには、三〇にあまる弁財天の小祠があり、そのうちには江の島弁財天と伝えるものもある。

天川の弁天信仰と関連するものに餅飯殿町の山上講がある。角振町所蔵の寛文十二年(一七二二)書写の「大峯山上講縁起」によれば、延喜の昔醍醐寺の聖宝が大峯をふたたび開いた折に、当町の者がこれに協力して神符を授けられ、以後七年ごとに入山するのが慣例となったが、これが俗人入峯の始めて、のちの山上講の起りであるという。餅飯殿町に慶長十年(一六〇五)の「大峯山上秘密記」があって、これに山上講のことがみえ、俗人の峯入も現世

安穩後世善所のためであることを述べている。この講は江戸時代の末期万延のころ（二六〇）に中絶し、明治三十四年（二七二）に再興したことが「餅飯殿山上講再興道中記録」によってわかる。一般には吉野から山上岳に入り洞川に下り天川弁財天に参詣して帰ったものようである。餅飯殿町においては、この山上講と天川弁財天の信仰とが結びついていたのである。なお大峯山の行者講は、餅飯殿町のほかに川上・東向・中山・二名・追分・東九条・北之庄・南永井・下山・藤原・忍辱山・大慈仙・誓多林・須川・下狭川の諸町村にもあった。

庚申堂は林小路町の靈巖院のが名高く、元禄年間までは他になかったが、それ以後青面金剛の像をまつる寺が多くなり、庚申の日が正月になれば初庚申といって参詣が多かった。愛染明王をまつる愛染堂は、十念寺・念仏寺・称念寺・小塔院にもあって参詣者を集めたが、眉間寺・真言院・十輪院の像はあまり知られてはいなかったようである。招福を祈る恵比須は、南市・高天市・北市にあったが、中期ごろには南市の恵比須だけが繁盛し、大黒天は春日若宮手水屋や東大寺法華堂・勸進所、また興福寺東金堂そのほか多数があり、これらも町人の信仰の対象であった。



念仏講鐘（明和元甲申十一月）
（廿六日古市村講中）
（藤本義光氏蔵）

民衆の信仰を語る史料はほかにも多い。たとえば各地に残る石像や講碑も大事なものである。その二〜三の例をあげてみると、三条町には弥勒石像があつて享保十六年（二五二）の弥勒講中過去帳がある。この講の成員は村中二六戸で代表は一三人であり、ここにも弥勒堂があつたのである。また十輪院に天正五年（二五七）の六字名号の念仏講碑がある。「東新屋念仏講衆」とあり、脇には一五人の名が刻されている。新薬師寺にも永禄十一年（二五〇）の講碑があり、「念仏講一結衆等」とある。念仏講といえ、法蓮村にもあつたことが西方寺の文書にみえる

し、奈良町周辺はもちろん町中にもこういう念仏講が多数あった。念仏講は一般に十四世紀ごろから発生するが、近世初頭には一村全部というような地域集団として成立してくるものであって、その目的とするところは、先亡の供養と自己の来世を願う逆修とが主であった。念仏講にはなお鉦鼓あるいは踊りを伴うものがあり、六斎念仏として知られるが、大和の平野部では融通念仏系のものが多かった。奈良市域では南古市・法蓮・秋篠・八島・佐紀などの諸村におこなわれていた史料がみられる。念仏といえ、寛政十年（一七九八）の異常な念仏の流行を想起する。この年、吉野川上郷中寺のとんりう和尚が奈良にきて南円堂前で毎日念仏を唱えていたところ、南都中はもちろん各地方からの参詣人もみな念仏の気をおこして「念仏の弟子」になった。これをきいて一乗院からは鎧と長刀を、興福寺からは緋の衣と袈裟がおくられ、奉行所でも和尚を重く取りたてた。そこで和尚は六月から八月にかけて大和国中をまわり念仏歌をひろめ、布施の米銭を南円堂へ奉納した。また大和南端池原の蔵屋新重郎も念仏金を集め、古市村の北浦作兵衛の世話で南円堂前に石灯籠を建てたという（『下北山村史』）。

念仏講碑のようなもののほかに、町として死者がでたときの法事用として仏涅槃図を所有しているところもある。元興寺町会所に伝わる涅槃図は、仏の涅槃と弥陀の来迎をあわせ画いた室町時代の絵であり、下清水町に蔵する涅槃図は修理のため裏面の文字は原本ではないが、元禄十年（一七〇五）の年紀があつて同町の町民二二人の名が連ねてあつた。

以上雑然とした町人の信仰生活についての記述は、不徹底な史料だけにたよつたものであるが、このような現世利益の身近な願いを託した信仰は、それなりに町人生活の重要な一面であつたと思う。